

◎開議の宣告

- 石山米男 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
-

◎一般質問

- 石山米男 議長 日程第1、一般質問を行います。
通告により、質問は順番をもって許可いたします。
-

◇ 齋 藤 光 司 議員

- 石山米男 議長 18番齋藤光司議員に発言を許可いたします。
18番齋藤光司議員。

【18番（齋藤光司議員）登壇】

- 18番（齋藤光司議員） おはようございます。市民の会の齋藤光司です。

市長は、昨日、記憶を記録に残す難しさを語られました。今回は、私は思いを文章にする難しさに非常に苦労をいたしました。言葉足らずの部分は、どうか国保に対する私の思いが熱いものがあるということでご容赦をお願いしたいと思います。

政権が変わり、大きな戸惑いと不安の中で、暮らしに信じられるあしたへの光明を示してくれる政治の創造というものに大きな期待をしておりましたけれども、またもや内閣総辞職と、落胆よりもだんだん政治にあきらめが強くなっていく自分に、何か寂しさを感じます。

そういう政治状況の中、さまざまな経済指標の中で、幾らか薄日が差してきたというマスコミ報道がされておりますけれども、地方の中でもまたその地方である我が横手にその効果がすぐに及ぶはずもなく、今年の夏には、当十文字地区で中核であった長く操業してきた会社が、事業統合という形で工場閉鎖をされると聞き及んでおります。従業員の方は失業という形の中で、当然医療保険は国保にという形になるわけで、今年度から始まった国の国保の離職者に対する保険料の軽減措置の告知を初め、市でできることはすべての力をもってして対応してくださるよう、心からお願いを申し上げます。

従前から、私は、今日まで何代もこの横手で生きてきて、そして、これからもここ横手で生きたい、生きようとする市民の生活を本気で守る、支えていく、その市政としての1丁目1番地が国保であるという確信を持っております。そういう中で、せっかくの当地の長い歴史と、先人の努力のおかげで守られつられてきた高度医療体系と、それに支えられながらも、加入者がこの地域の経済基盤の中で払い続けられる国保税、医療費としていくために質問をしまります。

今年度の国民健康保険税が提示をされました。昨年度の国保の決算見込み額に基づく試算では、1人当たり8万5,799円、昨年度と比較をして1万2,679円、率にして17.3%の増額が必要だったけれども、

合併時に約2億1,000万円あった国保の財政調整基金が、平成20年、平成21年と連続して国保会計に投入をされた結果、残額が約1,300万円と枯渇をしたために、市民の税負担の軽減を図るため2億4,000万円の法定外繰り入れを行い、1人当たりの年税額を7万7,053円、昨年度から3,933円、率にして5.4%増の数字が提示をされております。今年度分の介護納付金2万1,203円を加えると9万8,256円となり、昨年度の9万7,116円から7,540円の増額となります。

昨年度さえ市税の中で一番負担が重い、経済状況が最悪の中でもう限界だ、そういう切実な市民の声で、市長が勇断された2億4,000万円を繰り入れても、昨年度比8.3%増、9万8,256円、この数字の書かれた国保納付書が市民の手で開封されたときの市民の悲鳴が、今から私の耳に聞こえそうであります。その解決のためには、今までも言われてきた部分、まさに今抜本的な覚悟を伴った医療費の抑制と収納対策、加入者である市民の所得向上策が必要であります。

そういう中、当市では、健全な財政の確保と大幅な税負担を避けるために、この5月、国民健康保険事業財政健全化計画が3年の期限で策定をされました。まずは実効性を伴った対策を練り、有効策を立てるためにも、今の国保が置かれている状況を客観的に種々の数字とともに提示をしたことは、私たちが共通の情報を共有するということが国保問題対策の第一歩であるという思いの中では、よくつくられた、よくできた計画書であると、評価をまずはしたいと思います。

ただ、この後の議論や質問の中で申し上げますが、対策としての解決策において、市としての覚悟、また、この国保をなりわいとする職員の専門職としての知恵と工夫が見えなくて、また感じられなくて残念だということも、つけ加えたいと思います。また、市長には、その国保財政計画に沿って、今回2億4,000万円の法定外繰り入れを決断していただいたことに対して、前からその必要性を説いてきた私にとって、国保加入者である3分の1の市民とともにお礼を申し上げたいと思います。

さて、もろもろのそういう思い、考え、そして感謝を踏まえて、今回、国保関連の6つの質問を通告しております。この議論を通じて国保財政計画が厚みを増し、対策としての問題点をより濃く浮き立たせ、血の通った計画になること、また、市長が決断をした横手市民の血税2億4,000万円が、本当に横手の国保加入者にとって生きたお金になることを願って、質問をしていきます。

まず、1点目であります。私のたび重なる、国保税は横手国保加入者の担税能力からいって、もう限界だ、法定外繰り入れをして市民の税負担の軽減を図るべきだ、そういう質問に対して、市長は、国保加入者は市民の約3分の1であり、安易な法定外繰り入れは加入者以外の市民の理解が得られないという理由で、かたくなに国保会計に対しての一般会計からの法定外繰り入れを拒み続けてこられました。私は、政治は弱い、困っている人々に手を差し伸べることこそが基本であるとの信念を持っているもので、この3分の1という数字の部分で拒み続ける市長の政治姿勢に、ずっと違和感を持っておりました。それが、今回、法定外繰り入れを決断された結果において、非常に歓迎をしながらも、その陰にある市長の政治手法、国保に対する認識がこれまでと変わったのかお伺いをいたします。

2点目であります。市長のせっかくの決断であります。結果として1年遅れたのではないかという

ことをお聞きいたします。その理由として、まず第1は、昨年度の財調の繰り入れで合併時2億1,000万円あったものが、国保財調が残高として1,300万円になってしまっていることであります。第2に、国保財政の単年度収支が合併以降4年連続して赤字という結果であります。そのために、今の財調残高では法定外繰り入れをしながらも、将来にわたって非常に窮屈な財政運営を強いられることとなります。そのほかにももろもろと理由がありますが、せっかく市長が、病気になったときにいつでも、どこでも市民が安心して医療が受けられる国民皆保険制度を維持するためには、もはや一般財源を投入するしかないという決断をなされた今、投入時期についてはどのような認識をお持ちかお伺いをいたします。また、国保財調を空にしてしまったことが、今年度と将来の当市の国保財政に対してどのように影響を与えていくのか、市としての分析、見通しをお伺いいたします。

3点目、法定外繰り入れをするためのルールを、1. 保険財政共同安定化事業の負担額、2. 療養給付費の福祉医療減額分、3. 特定健診負担額、以上3点の総額に定めようとしておりますけれども、その根拠となる市としての考え方を伺います。また、このことを決めることによって、国保財政計画では、法定外繰り入れをしても今年度の24億7,055万円から平成23年度26億6,338万円と、今年度に比べて7.8%の国保税アップが必要と見込まれます。また、平成24年度においては27億1,682万円と、約10%今年度に比べて国保税がアップすることになります。今の国保加入者の担税能力からして、このルールのもとでの決定で本当に大丈夫なのか、考えを伺います。

4点目であります。法定外繰り入れ予定額2億4,039万5,000円のうち、保険財政安定化事業負担額として1億5,200万5,000円が、国民健康保険法附則第16項の規定という決まり事という縛りの中で、県内の他市に流出をしております。平成18年度から始まった保険財政安定化事業であります。平成18年度5,053万円、平成19年度1億3,555万円、平成20年度6,059万円、平成21年度1億4,736万円、平成22年度1億5,200万円と、合計で5年間で5億4,603万円という大きな額が、毎年当市の国保会計から県内の他市の国保会計に流れ出している事実があります。

今年度の2億4,000万円という、せっかくの横手市民の国保加入者の税の軽減策である一般会計の法定外繰り入れが、実際は、他市の高額医療受診患者を助成をしている構図なのであります。これは、横手市にとっては大変なこと、どうしても納得のいかないことであります。このことに対してどう分析をしているのか。また、制度上のことなのでという逃げの説明ではなくて、その中で横手市としての対策をどうとっていくのか、考えを伺います。また、先ほど数字を示したように、制度開始以来、この構図は見られてきたわけで、今までどういう分析、対策、対応をとってきたのか、具体的に伺います。

また、5月17日開催された県市町村協働政策会議で国保制度の広域化が提案され、広域化支援を要望したとのことでもありますけれども、共同安定化事業の現実と同様、安易な広域化は、横手市にとっては市独自の種々の工夫、努力をも簡単にのみ込んでしまって、かえって負担増を招くのではないかと、非常に心配をしております。今図られている広域化という計画、要望が、横手市にとって有益であるという確証を、当市国保の運営の将来予想、現状分析の中から見出して、確証をもってのことだったのかお伺

いをいたします。もしそうだとしたなら、その確証をどこで見出したかも踏まえてお答え願いたいと思います。

5点目であります。滞納額が平成18年度6億6,283万418円から、平成21年度7億6,546万6,685円と、合併後4年間で約1億円増加をしております。目的税である以上、より厳格な徴収策が必要と思うのですが、増加をする要因と、それについての分析をまずは伺います。また、平成21年度不納欠損3,325万円を計上しておりますけれども、滞納総額7億6,546万円の中で、回収可能な数字は現実にはどれくらいあるのか、また、できるのか、お伺いをいたします。

滞納総額を増やさないためには、現年度分の収納率をいかに上げるか、すなわち現年度分の滞納をいかに増やさないかという対策に尽きるわけですが、平成20年度7億3,541万4,817円、平成21年度7億6,546万6,685円と、数字上は有効に働いておりません。実効性のある対策がより以上求められるわけですが、昨年度までの反省と、それを踏まえての今年度の対策を伺いたいと思います。

最後6点目であります。国保加入者は、ほかの医療保険制度加入者と比較をして、枠組みの中で低所得者層の比率が高い、これは皆さんご存じであります。その国保の我が市の加入者の実に45.4%、約2人に1人が法定軽減世帯であるという、実に脆弱な国保加入者の懐の中で、種々の公的負担を考えれば、生活保護基準を下回ってしまう家庭が少なくないと思います。このことに関して、当市の現実として、数も含めてどう分析をしているのかお伺いをします。また、その部分が滞納という部分にどう影響しているのか、分析結果と考へ、対策をお伺いいたします。

以上、国保に関する6点を、まずは壇上から質問を申し上げます。国民健康保険は、そのまちの暮らしの縮図であります。国保会計を見れば、そのまちの暮らしがわかるとも言います。どうか皆さんで知恵と工夫と大きな覚悟をもってして、このまちの国保を守っていきたい、そのことを強く訴えて壇上からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○石山米男 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 議員には、国民健康保険関係1点に絞っていただいて、特に、最後に申されました国保財政、国保会計はそのまちをあらわす姿だというような表現でありますけれども、まことに感じ入り、聞き入った次第でございます。答弁には苦しいところもございますが、精いっぱい答弁をさせていただきたいように思います。

まず1点目でございますが、このたびの法定外繰り入れについての認識についてのお尋ねでございました。膨大な答弁書がございますので、まずこれをお伝えすることから始めたいというように思います。

改めての話でありますけれども、国保財政、目的税として徴収する国保税や財政調整基金、繰越金を充てて独立した運営を図るのが基本でございまして、一般会計から法定外繰り入れすることは、不足する財源を補うために政策判断でもって行うものだというふうに考えております。そのため、昨年度にお

きましては、財政調整基金や平成20年度からの繰越金で財政運営可能であったことから、法定外繰り入れは行わなかった次第でございます。

しかし、高齢化や医療技術の高度化による医療費の高騰、国保制度の問題によって生ずる負担の増加、さらには低迷する経済情勢の中で、国保財源が底をつき、平成22年度以降は極めて厳しい財政運営が予想されたことから、昨年の12月議会において、一般財源の繰り入れも視野に入れた国民健康保険事業財政健全化計画の策定をお約束したところでありました。その上で、法定外繰り入れするためのルール化を図り、今議会に2億4,000万円の法定外繰り入れを提案したものでございます。

1つ目に、法定外繰り入れが1年遅れたのではないかとのご指摘がございました。国保会計、これまでも厳しい状況にありながら、さまざまなやりくりでもって運営してまいりましたし、法定外繰り入れの欲する時期の判断については、1番の質問でお答えしたとおりでございます。このたび策定いたしました財政健全化計画、平成24年度までの財政計画を示しながら、毎年度法定外繰り入れを行いながら税負担の軽減を図ることといたしておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

3つ目に、このたび、私どもが法定外繰り入れするためのルールを3点の額の範囲内と定めたことについてのお尋ねがございました。これは、先ほどから申し上げます財政健全化計画に基づきまして、さまざまなやりくりで対応できない部分について、そして、今後の財政運営が極めて厳しくなるとの予想のもとから、法定外繰り入れをすることによって財政の健全化を図るというふうなことで策定したものでございます。計画では、法定外繰り入れするためのルールとして、先ほど申し上げた、あるいはご質問にあった3点の範囲内に限定したところでございます。平成22年度においては、その合計が2億4,000万円ほどであるということの中で、今日の低迷する経済情勢の中では、これら国保制度の問題で生ずる負担を国保税に求めることは困難であるという判断のもと、この3点の範囲内での繰り入れをするということにした次第でございます。

4番目に、法定外繰り入れをする中身について、るるご質問があったところでございます。この中で、保険財政共同安定化事業、これはご指摘のとおり、医療費の低い市区町村からの拠出金が医療費の高い市町村に流れる仕組みでございまして、平成21年度の県内での状況によりますと、県南地区はすべての市町村で拠出額が超過をいたしまして、厳しい財政運営を強いられているところであります。これは、ご指摘にもあったとおり、県南地区においては、市町村が医療費や税負担の増加を抑えるために努力した結果と言えるわけではありますが、保険料の平準化を図るというふうな法の建前とはいえ、大変先の見えない厳しい制度だというふうに認識はいたしております。このため、昨年10月に開催されました秋田県市長会において、この保険財政共同安定化事業の問題点を指摘しながら、国保制度研究会の提案を私が提案し、了承され、今年に入りましてからこの研究会、広域化研究会と改められまして、町村会あるいは県の産官の意向も伺っているところであります。

一言で広域化を目指すとして申し上げても、ご指摘にもあった市町村間で格差のある保険税負担の統一をいかにして図るか、経費の負担方法など、さまざまな点でクリアしなければいけない課題がありますが、

市町村間の広域化により財政基盤の安定を図り、事務作業の効率化を進めることが、疲弊した国保制度の健全化を図るためには有益な手段と考えるところであります。

国におきましては、市町村国保の広域化に向けた環境を整備するため、去る5月19日に国保法改正による広域化等支援方針の規定を公布したところであります。これは、都道府県が広域化などの支援方針を策定できるようにする規定でございまして、普通調整交付金の減額措置が適用除外になることや、保険財政共同安定化事業の内容を都道府県単位で決めることができる条件などを盛り込んでいます。今後は、広域化等支援方針を定めることができる県に対して、この策定を強く働きかけ、保険財政共同安定化事業の負担の緩和や広域化に向けた取り組みについて強く訴えてまいります。

5番目に、滞納についてのお尋ねがございました。これにつきましては、昨今の厳しい状況の中、その影響が最も大きいものというふうに思います。納税相談においても、主な保険税滞納理由として収入の減少を話される方が大部分となっております。特に、景気の悪化により解雇され、社会保険から国民健康保険へ移行した場合、国保税が発生した時点では無職、無収入状態であるため、納付が困難となるケースが多くなっておりますので、新たな減免制度の周知と、きめ細かな納税相談を行ってまいりたいと考えております。ただし、担税力がありながら納付がない滞納者については、税の公平公正な確保に向けて、給与及び預貯金、売掛金等の債権差し押さえなど滞納処分を積極的に行ってまいります。

次に、滞納額の回収可能額についてでございますが、この点につきましては非常に分析が難しいのが現状でございます。ご指摘ありました7億6,546万円の滞納額に対する収納可能額については、現年度課税額の収納額との関連もありますので、現時点で数値を示すことは難しいものと考えております。

次に、滞納を増やさないための対策についてでございますが、これまで、催告書の送付や休日・夜間の電話による催告、滞納者宅への訪問に加え、財産調査や給与照会、預貯金調査に基づき、差し押さえ処分を積極的に行うとともに、担税力のない滞納者については滞納処分の執行停止を行うなど、滞納額の縮減に努めてまいります。

最後の質問でございました平成22年度の国保世帯の所得別構成を見ますと、総所得金額で200万円未満の世帯が全体の約86%を占めております。特に医療分と支援金分を負担している世帯で見ますと、総所得金額が50万円未満の世帯が約45%を占めており、ご指摘のとおり、低所得者層の比率が高いことが伺えます。一方、平成20年度の現年度分の滞納状況を見ますと、所得がゼロの滞納世帯は全滞納世帯の約8.6%、100万円未満の世帯が約15.8%、100万円以上200万円未満が約37.4%となっており、この3階層で全体の約61.8%を占めております。

次に、生活保護基準にある世帯の把握については、この基準自体、収入のみによるものではなく、世帯構成員の数や年齢構成、資産の状況など、多くの要素を加味して算出されるものであることから、実態の把握には至っていないのが現状です。ただし、平成21年度の減免申請の状況から見ますと、108世帯の承認世帯のうち、その約8割がいわゆる生保基準に該当する減免を受けていることから、潜在的にもこの基準に該当する世帯が多くあることが考えられます。このような状況から、滞納者を増加をさせ

ることがないよう、まずは納税相談をしていただき、その中で分納などによる納税や状況に応じて減免申請を行っていただくなどして、滞納者の抑止に努めてまいります。

以上であります。

○石山米男 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 市長、ありがとうございます。大体何回もやっているから、答弁の内容についてもこれぐらいのものだろうなという感覚の中で聞いています。

ただ、そういうふうな中で、今、制度上の仕組みが悪いとかなんとかって、決められたその仕組みの中でやっぱり何としても生き抜いていかなければならないし、腹痛いとき、頭痛いときには医者に行かなければならない。そういう部分の中でやっぱり国保を守らなければいけないし、3割負担の金も何とかして工面しなければいけない、そういう状況の中になったらどうするかという話であります。

ただ、今回、非常に私は決断してくれて本当によかった。ただ、市長が今までこう言わざるを得なくてだったが、あえて皮肉を込めて3分の1という数字を挙げてお礼を申し上げますというのは、その3分の1だからだめだという話が前面に今まで出てきていたと。答弁書、市長書いたのか誰書いたのかわからないけれども、政治というものは弱いところにやっぱり手を差し伸べる、さっきも申し上げましたけれども、それが原則基本だと、そういう思いでいますので、そこの部分の中で、今回市長がこれ繰り入れたことによってそこの部分市長どう考えているんだと、おれ非常に思ったものですから、いや、それはもともとなかったんだ、お前の考えすぎだということを一言まず答弁いただきましょうか。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今の国保制度がほとんど制度として崩壊しつつあるということを思っております。

その前提が崩れたということでありまして、前提が崩れないうちは、私は法定外繰り入れすべきでないというように思っておりました。崩れつつある状況の中では法定外繰り入れも、3分の1とはいえ市民のために判断すべきと、そういうタイミングに至ったということであります。

○石山米男 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） だからですね、これは、じゃ、今年が特別に変わったか、去年も、端的に言えば、確かに平成20年度のこの保険財政共同安定化事業の拠出額は、去年は6,000万円だったし、平成21年度が1億4,000万円、だから今年と変わらない額になった。そういう中で、平成20年度から市町村負担の部分の経過措置、県の調整交付金がなくなったんですね。これ、そうですね、部長、まず確認しておきます。今までは市町村のその持ち出し部分については、激変緩和という形の中で県の調整交付金がもらえていたと、でも平成20年度からなくなったんですね。そこ確認させてください。

○石山米男 議長 福祉環境部長。

○森屋輝夫 福祉環境部長 いわゆる持ち出しが増加した場合のその部分に対する援助措置といいますが、そういう形については、これ当初から保険財政共同安定化事業と、それから高額共同安定化事業をプラスした交付金の関係から拠出金が出た場合に、それが3%を超えているような場合には、県の調整交

付金で助成をするということで続けられております。ただし、当市の場合、平成20年度以降、3%を超えるというような額はありますけれども、全体的に見ると3%を超えるというような状況になっていないということで、県の財政調整交付金の助成対象にはならなかったということでございます。

○石山米男 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） だから、この部分の中でいいですよ、大体そういうものだしね、結構今回やらせてもらったので。その部分の中で、広域化という部分の中で非常に、逆に新聞報道、ここにマスコミも見えますけれども、それから国の言い分、こういう中では、財政力の、さっき市長も答えていただきましたけれども、それはなぜか、経営基盤を強固にする、それから事務作業の効率化、それから一番大事なのは、小さい市町村については、高額医療者も含めてその数が増えてきたときに余りにも国保税が増減をすると、その救済をするためにどうしても必要なんだというわけで広域化を進めてきた経緯、これがあるわけです。

ところが、この部分の中で、調べてみると結構おもしろいんです。これどういうことか、さっき言ったとおりに県内十把一からげにしてしまったんですけれども、そういう部分の中で、我々郡市一体の合併をしてある程度大きくなったけれども、合併をしない羽後町、それから東成瀬村、これの状況がどうなっているか、平成18年度から始まっています。

羽後町の場合、平成18年度2,560万円、平成19年度5,238万円、平成20年度も5,271万円、平成21年度に至っては6,000万円、あの町ですよ、60万円が町外に流れている。東成瀬、あの小さい町でさえ平成18年度は532万円、それから平成19年度は340万円、それから平成20年度は124万円、それから昨年度に至っては95万円。小さい額だけれども、逆に小さいから助けてもらっているのではなくて、このお金が、じゃ、一番どこに行っているか、県内で。秋田市です。説明が小さいところを助けるのではなくて、逆に大きいまちを助けているのではないか。これが1年ごとに変わるようなシステムならいいけれども、始まって以来ずっとこの傾向が変わらない。

これ、さっき言ったとおり絶対おかしい。市長が今言ってくれた。やっぱりつくるべきだと県に言ってくれた。これは、この横手市議会と言うのではなくて、県がもう少し気使わせているんなことやってくれればいいんだけど、でも、今何も手をかけていない部分については、ここに言っていかなければどうしてもだめだろうと、どんなことをしても、我が市だけではなくて、このくらいあるんですよ、一覧表あるんです。一覧表の中で、もらえるところが突出して毎年3億、4億円の金が秋田市に流れているんです、還付しているんです。

じゃ、だれが、この町の中で県内第2の都市、第1の都市じゃないんです、県内第2の都市という言葉が、我々の任期の時期にはよく言われた話でありますけれども、そういう部分の中で、言葉だけひとり歩きしていながら、非常に大きなまちでありながら、今、合併したてで小さいまちの集合体だ、1市7町8つの中で、その小さいまちの工夫が横手の医療費、医療負担分を下げている、私はそう思っているんです。ただ、これは合併という手法を乗り越えているんですよ、1つのまちでこの地域に生き

ていこうとした覚悟があったからまだ許されると。ただ、知らないところで、秋田県全部で生きていくという気持ちはあるんですけども、逆にここの町から、あるいは東成瀬、羽後町からお金を取って医療費にかかるという、固定の名前を言えばまた懲罰にかかれればいけないから、だから、私はそういう仕組みは、これやっぱり違うだろうと思われま。

だから、そこで安易にこの5月の、さっきも触れましたけれども、県市町村協働政策会議で国保制度の広域化が提案され、とこうあるんですけども、ここの部分の中で、それを本当に分析して広域化やれという話にしたのかどうかという話なんです。まだそこまでもいかないとかなんとかではなくて、その事前の中で、やっぱり今の部分をちゃんとした分析の中で、やっぱりこことここは注文つけなければ広域化はできないとかなんとかという話ならわかるけれども、ただ、文章の中身だけです、市長の施政方針の報告の中で政策会議が行われたという話でありますから、これから後も今の轍を踏まないためにも、やっぱりそのあたりの分析はしっかりするべきではないかという思いなんです。だから、そこについてはどう考えて、もちろん市長が提案したんですから、我々のこういう現状をわかっている提案が、そして、ほかの市の皆さん、特に一番大きい県内第1の、3億、5億流れていく町の市長さんが本当にそれでいいと言ったものなのかどうか、理解をしいと言ったものなのか、そこあたりを踏まえて、もう少し情報をいただきたいと思われま。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 秋田県市長会で私が研究会の提案をしたときに、数字を申し上げました。私どもは今回2億4,000万円の法定外繰り入れをするに至った背景と、それぞれの金額を申し上げました。隣の県内最大の市の市長が座っていましたけれども、金額申し上げました。どこに行ったかと言わなかったんですけども、みんなわかっている、発言しませんでしたけれども。

私のねらいは、困っているくせに声を上げない市町村をとにかく引っ張り出すことが1つ、それから、及び腰である県をまな板に上げることがねらいでございまして、むぎむぎとこの後も高額な負担をほかの市のためにするという覚悟はございませぬ、それが1つ。もう一つは、やはり国保というもの、制度崩壊寸前でありますので、これをどう考えるかという県民的な、国民的な議論を巻き起こすには大きなまな板に上げるしかない。個別の市町村が声をあげても意味がない、弱いということでありまして、将来予測される、民主党政権も考えているようではありますが、社会保険の一元化の中で国保を大きな問題としてみんなにわかってもらうためには、研究会を立ち上げることが大きなきっかけだというように私は思っています。ここで、ご指摘のような心配は、このままでまともればございませぬ。しかし、それには断固として反対するつもりであります。国保研究会はまとめるための会ではなくて、新しくつくるためのスタートだというような考え方で臨みたいと思われま。

○石山米男 議長 18番齋藤光司議員。

○18番(齋藤光司議員) いや、その言葉を聞いて安心しました。やっぱりそうでなければいけないし、そして、今市長言われたところに非常にそのとおりだと思うのは、十万何がしの市がひとつ一生懸命

を張り上げてやるよりも、やっぱり仲間がいないとどうにもならない、そういう部分の中では、そういう気持ちで今市長が頑張っておられるとするならば、それは大いに後押しをしたいと、ぜひとも頑張ってくれと、まずその部分についてはお願いを申し上げたいと思います。

それから、個々のまちの担税力の話なんです。個々の部分の中で、やっぱり市長もさっき国保目的税でやるのも崩壊するという部分なんです。1人当たりの我が市の国保の課税所得が44万6,420円なんです。ということは、財政計画から出しているから数字的には間違いないと、そういう部分の中で、それで減免、軽減あるけれども、まず1人当たりに割ると9万8,256円、これは今年ですよ、44万6,420円というのは去年だけれども、所得的には落ち込むことはあっても増えることはないだろうという予想の中では、44万6,420円という公式を使ってもいいだろうと。

そうすると、9万8,256円の国保税額、これは1人当たり負担していきますね、44万6,420円から。そうすると、この人、所得がないからと医者に行かないわけにはいかないですよ、療養給付費、それが今どのくらいかかっているかという、1人当たりの給付費が国保から医療機関に行くのが23万9,871円であります。これを7で割って、3割が窓口負担ですから3掛ければいいと。そうすると、そういう部分の中では10万2,801円が自己負担になっているんです。3割の、窓口で、平均すればですよ、数字はそうではないとかと言いながら、平均すればそうなっている。そうすると、44万6,240円の収入しかない、市民1人当たり、そのくらいの錢このうち、この医療費関係で20万1,057円、これこのくらいかかっているんです。そうすれば、ご飯も食べないわけにはいかないでしょう。いれば子どもに学級費も包まないわけにもいかないでしょう。

そうすれば、この部分の中で、今市長が言ったとおりに、もう正直話、そういうようなみんな困っている連中が集まって、今の生きるための根幹である医療という部分を支え合うという部分の中では、これどうにもならない制度だと。だから、市長、今これなぜこういったことを言っているかという、この3点で、さっき言ったとおりに今法定外繰り入れをしていると、歯どめは絶対必要だと、それは私も大いに認めるどころだと。しかしながら、来年度、再来年度について、これ以上また1割以上負担が増えていく話でしょう、計画でしょう。そうすれば、そういう中で我が市として、その歯どめの中に2億4,000万円、あるいは今の交付金、共同安定化事業のお金が減った場合に、減っていくでしょう、法定外繰り入れ、今の仕組みを決めてしまったときには。では、そうしたときに、担税力からいって本当にそれで大丈夫なのですか。大枠で、そのほかの項目の中に何かあったときにはとかと入れてくれればいんだけど、その部分の中で大丈夫か、そこのところを心配しているんです。それについて、どうかお答えをお願いします。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 1回目の答弁の最後に所得の構成の話を行いました。200万円未満の世帯が全体の約86%を占めているというような状況で、これがこの先どういうふうな推移をたどるかというようなことは大変心配しながら見ているところでありまして、そういう意味で、私どもが当初の健全化計画の

中で想定していない部分について劇的な変化が、あるいは将来的な変化が予測されるようであれば、これはもう一度頭を抱えてみるしかないのかなというふうには思います。その辺については、今明言をすることはもちろんできないわけですが、現時点で歯どめをかける多くの市民の皆さんに理解をいただけるルールとして3点を盛り込んだということでございます。

○石山米男 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） まず、そこを頭に入れてもらえば、まず安心ですね。多分市長はやってくれるだろうと、期待ですよ、期待しているからよろしくお願いします。

それから、非常に今の滞納の部分について心配しているんです。ここの部分の中で、制度上も今ペナルティが収納率が92から91に下げたと、100と言わないところが、この制度自体がもう1割の人がこれ払えないと思っている、こういう制度なんだと、そう思ったほうがずっとずっとわかりやすい。だけれども、ここの中で非常に私が思ったのは、滞納額に対する14.6%の延滞利息、ない人に14.6%といったら、これは地方税法723条に決まり事だと。だけれども、ない人に何ぼ14.何ぼかけても払えないんだから、これはしようがないという部分はあるけれども、でも、こういうばかきさい、ないやつに利息をかけて、これはおかしいとさっきも言ったとおりにここの部分もどうしても声を上げていただきたい、そういうことを一言言ってもらえれば、だれでもいいけれども、声を上げるとかと言ってもらえれば、この法律も変わっていくのではないかと、昭和31年ですから、お願いしたいと思います。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 今回の延滞金につきましては地方税法の規程でございまして、他の税目もすべて同じような規程で規定されてございますので、その条文についてこちらで要望するというのはなかなか現時点では難しいと思います。ただ、現実に滞納者の方が相談に見えられた場合、本税を優先してこちらのほうでは収納するということとございまして、数年にわたり滞納しているような方についても、本税を優先する、本税の中でも現年を優先するということで、滞納額の抑制に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解お願いいたします。

◇ 土 田 祐 輝 議員

○石山米男 議長 11番土田祐輝議員に発言を許可いたします。

11番土田祐輝議員。

【11番（土田祐輝議員）登壇】

○11番（土田祐輝議員） 一般質問も3日目の11人目でありまして、大変皆さんお疲れのところと思いますし、ご苦労さまです。議会きつての論客の後に出るつらさもあるわけでありましてけれども、それなりに力を出しながら、昼までのちょっとした間おつき合いをいただきたいと思っております。

久しぶりに今回一般質問に参加させていただきます。これまで多くの議員各位が多岐にわたって論陣を張っておる中であって、いささか出がらしのお茶のような感が否めないわけでありまして。しかし、今

回、市政の根幹にかかわる行政課題が多く見られる6月の定例会でもありますので、私なりの所見を述べさせていただきたく、登壇した次第でもあります。

大きく2点について当局の所見を承ろうとするものであります。

まず、本題に入る前に時間がありますので、前置きとして、このごろの市政全般にわたっての私の印象を申し上げさせていただきます。端的に一言に申し上げまして、なかなか明るい、そして元気づけられるニュースがないなど、お目にかからないなどということであります。目につくのは企業の倒産であったり、廃業であったり、また、沿線沿いに掲げられておりますテナント募集の看板ばかりであります。改めまして、我が市の置かれている状況の厳しさがうかがい知れます。特に雇用に至っては、幾らかは改善されてきているものの、有効求人倍率、これが0.35と底に張りついたままでありますし、求職者数は2,600人に上る、この状況は、ある種恐怖感さえ覚えます。こうした環境が人口減と直結し、地域の商業活動の減退に大きな拍車をかけている、このことは容易に想像できます。いわゆる負の連鎖がとどまるところを知らずに進行している、こうした中であって、私、個人的にも何とかしなければとの焦燥感と、いや、何ともならないといったあきらめの思いが交錯しております。

ただ、そうした中であって、思い至ったのは、1つ、都会と比べ、ない物ねだりしてもしようがないという一種開き直りの思いであります。これまで、私たちは、ふだん気づかずにいる身の回りの地域資源や素材を、いま一度見詰め直す作業をしたほうが、もしかしたら近道であるかもしれません。一例を挙げますと、横手焼きそばであったり、コミュニティーFMの開設、さらにはまた野菜の水耕栽培であったりと、まだまだ雇用に貢献できる材料は残っているような気がしております。そこで、今、産経部を中心にしまして、農産物の生産、加工、販売までを一体的にしかけようとする取り組みが検討されております。このことについては今後の成果を大いに期待するものでありますし、私たちも率先して協力、参加してまいりたいと思っております。

それでは、早速本題に入ります。

今後の組織改革に伴う本庁舎の集約についてであります。

今年の3月には地域自治区設置期限が終了し、より一体的な、そして効率的な組織体制が求められようとしております。市の職員数を見ても、平成22年度に1,180人おったものが、3年後には94人減り、8年後には225人減の995人と予想されております。したがって、こうした職員の減少に伴って仕事量が減るということは考えにくく、当然のこととして1人当たりの量は増えることが予想されます。そうした中にありまして、本庁舎機能を集約する、この取り組みも理解できるのであります。

ただ、疑問として残るのは、集約するにしてもさまざまな選択肢がある、その中で、なぜ南庁舎前の駐車場なのか。そして、既存の建物を有効活用するならまだしも、新たに3億円かけてプレハブ庁舎を建てる、単純な疑問でありますけれども、もっとほかに選択肢がなかったのか、このことに尽きます。なぜなら、このプレハブ建築物は仮のものではなくて、向こう数十年本庁舎として機能するからであります。

今回の定例会に提案されました当局案は、結論に至るまで多くの時間を費やし、さまざまな角度から検討に検討を重ねた集大成だとは思いますが。ただ、私どもには、その結論に至った審議過程というのがさっぱり見えてこないのであります。つまり、さまざまな組み合わせがある中で、さまざまな集約案が俎上に上がった中で、なぜ消えていってしまったのか。少しその過程を説明いただかないと、なかなか、はいわかりましたと言えないのもご理解いただけたらと思います。以下、組織再編とあわせ7点について質問いたします。

まず、1つ目であります。組織改革として総務部を企画と総務部に、環境福祉部を市民生活部と健康福祉部に再編しようとする理由、そして目的についてであります。次に、本庁機能集約について、前回当局案として提案されるに至った審議過程と結論に至った理由について、この後、以下数点についてお伺いいたします。先日も、我が会派の奥山議員のほうから質問がありましたけれども、なぜ横手地域局周辺ではだめだったのか。一定の答弁はいただきましたけれども、さらに突っ込んだ答弁がありましたら、ぜひ教えていただきたいということでもあります。

それから、2つ目であります。前回の集約案にしても、市長部局を1カ所に集めたほうが私はより効率的だと思いますが、なぜそれを地域庁舎、そして北庁舎に分散されるのか、これについての見解をお伺いするものであります。

3つ目としまして、新庁舎を建てるにしても、本庁集約を図る意味ではこれが最善だとは思いますが、現実問題として無理な状況の中、限られた条件を最大限活用した当局案と、そして、私たちが考えている本庁機能、ここに大きなずれがあるように思います。前回の提案が最善だと、その根拠を示していただきたいと思えます。

4点目であります。私は、もし財政が許すのであれば、3億円のプレハブをさらに積み増ししても、将来きちんと本庁機能で使用できる、使用に耐えるものをつくるべきと考えますけれども、これについての当局の考えをお伺いするものであります。

それから、5点目、この後9月議会に本案についての修正案が提案される予定になっております。そのための一つの私たちの判断材料として、参考までにお伺いするものでありますけれども、上下水道部が入る予定の庁舎、これは現在社協が事務所として使っております。この社協の移転先はどこになるのか、どうするのか。そしてまた、建築されようとしているこのプレハブ庁舎、この庁舎自体は解体して移築できる、そういう仕様のものなのか、これについてお聞かせをいただきたい。

それから、最後になりますけれども、北庁舎に総務部が入る、そういう計画であります。ただ、この後、一つ平成24年度を目安としまして、消防の統合案も取りざたされている中で、果たしてこれも支障がないものかどうか。

以上、多岐にわたりますけれども、よろしく答弁をお願いしまして、この項の質問を終わります。

次に、県と市町村の事務の共同化についてであります。

県と市町村の事務の共同については、スケールメリットを生かしたさまざまな事業展開と、二重行政

の解消に伴って、より効率的で迅速な行政効果が期待できる、そういう仕組みだろうと思います。そして、これまで市町村がなかなか単独では肩の荷が重い課題にも果敢にチャレンジできる大きなチャンスととらえることもできます。

これまで、県は、明治以来の中央集権そのままに、国の出先機関の域を出なかったわけではありますが、その後さまざまな変遷を経て、地方分権の大命題のもとに、ようやくお互いに手を取りながらこの地域の振興課題に取り組むことができる、そういう環境が整ってきたことを私たちは前向きにとらえまして、大いに行動を起こす時期だろうと考えます。特に、我が市においては郡市一体の合併であり、国・県の出先機関である平鹿振興局とは管轄区域が同じであります。こうした特異性を最大限活用すべきでありまして、商工、観光、農林、建設など、ほぼすべてにおいて可能性はあるのであります。

これまでの取り組みとしては、今年の4月に1回となる県との研究会が開催されたようでありまして、方針が決まることによって、いよいよ動きが加速してくるものと思われまします。こうした研究会においての検討内容と方向性、そして、この後の行動計画なるものがありましたらお知らせをいただきたいと思っております。

次に、2つ目としまして、県と共同で作業を進める、いわゆる機能合体のほかに、これまで県のさまざまな事務権限を市町村に移管したものが数多く見られます。例えば、パスポートの発給事業や確認申請などが身近なものとして挙げられます。そして、近い将来、多くの権限が移譲されることが想定されます。そこで、市の職員が減り続ける中で、仕事量はこういう状況によって確実に増え続けます。果たして無条件に県からの権限移譲を引き受けても大丈夫なものか。財源の面、専門性も必要とされる人材の面などを総合的に判断されて、これから本市としての基本的スタンスを問うものであります。ただ、いずれにしましても、市民の利便や手続の速さ、煩雑などを少しでも解消することが、移管を受けることの大きな主眼であるわけです。これとコストの兼ね合いも当然視野に入れるべきでありましよう。こうしたことに対しての当局の見解をお伺いいたします。

次に、3点目としまして、一連の流れからしましても、権限の移譲そして共同体制の後に来るのは、私は県と市町村の事務の一元化だと思っております。農産物、観光資源を一体的に売り込む県事業である食・農・観連携事業が本格的にスタートいたしました。私たちの身の回りにはいい素材がたくさんあるのに生かし切れていないとの反省から、この弱点とされる加工品の企画、開発やマーケティングの強化策として期待されているものです。ただ、これまでの横手市の一連の取り組みの延長線上にあるわけでありまします。こうした共通のテーマは限りなくあるはずでありまして、これからも積極的にPRしながら、そして共同歩調を取りながら事業連携していただきたいと思っております。

過日、地元紙に、県は2011年度から地域振興局の組織見直しに関する基本方針を示したとあります。その内容は、地域住民に密着した窓口、現場業務は8局に残し、直接住民サービスに影響のない業務は集約化する方針とあります。これに伴いまして、平鹿は工事入札事務、土地改良の検査業務は仙北に集約され、物品集約事務は本庁に集約される予定であります。結果、3年後の職員数は平鹿が170人、21

人の減、仙北が200人、これも22人の減、雄勝は115人、14人減と漸減していきます。私はこうした事態は憂慮すべきであり、寺田前知事の平鹿を含めた3局集約案とはまるで逆行するかのようであります。

私は、郡市一体の合併を好機ととらえながらも、前段申し上げました福祉環境や観光、商工など、その守備範囲は横手・平鹿の振り方ではなくて、もっと広く、雄平仙をカバーできる県南全域に及んでこそ、そのスケールメリットは発揮できるものと信じます。したがって、県と市の機能合体を進める先には、とりもなおさず即断・即決できる権限と人材の集中を平鹿振興局に求めるものであります。この専門性の高い優位の170人の職員をさらに充実させ、機能合体すべきであります。このことについて市長のご見解をお伺いいたします。

以上、基本的な行政課題についての壇上からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○石山米男 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず1点目でございますけれども、今後の組織改革及び本庁機能の集約について、都合7点のお尋ねがございました。

まず1点目でございますけれども、組織改革として総務部を2つの部に、福祉環境部を2つの部に再編する理由についてのお尋ねでございます。

昨年度の検討状況からのお話でございますが、まず、市民生活部に関しまして、いわゆる福祉環境部を市民生活部と健康福祉部に再編しようと、この案でございますが、この部門に関する市民サービスは、市民生活の成熟化に伴い拡充する意図でございます。このような中、福祉環境部においては多くの福祉施設の運営も担当していることもございまして、正職員と非常勤職員の数は合わせて500人近くに上っている状況でございます。国保年金、環境、健康、福祉介護、子育て支援など広範囲に及ぶ当該部門の市民ニーズに対し、今後も効果的、効率的に対応していくために2部の体制とし、市民サービスの充実に努めようとするものでございます。また、総務部と企画部に分ける案でございますが、政策推進を重視し、企画部門と財政部門の連携強化を図る趣旨からの改編案でありました。

今後、財政的に一層の厳しさが予想されますが、限られた財源の中で、多様な行政課題にスピードやタイミングを重視し、対応していくための案でございます。当然ながら財源管理も重視し、また、権限が集中し過ぎないように、人事部門とは分けて組織する考え方でございます。

2つ目に、本庁機能の集約について、なぜ横手地域局周辺はだめだったのかというお尋ねでございました。

市においては、昨年2月に、市庁舎を考える市民会議から提出いただいた新庁舎建設の是非を含む庁舎のあり方に関する提言書に基づき、本庁機能の集約化、庁舎建設の是非などについて検討を重ねてまいりました。その結果、本庁機能の集約化については、新庁舎は建設せず、横手地域の横手庁舎、南北庁舎などの既存建物をできるだけ活用し、補完的に南庁舎敷地内に簡易型庁舎を建設することを、3月定例会でご提案申し上げたものであります。昨日の奥山議員の一般質問でもお答えいたしました。横

手庁舎周辺への集約につきましては、駐車場の確保が一番大きな問題となったところであります。

3つ目に、市長部局を1カ所南北庁舎に集め、横手各種委員会は横手庁舎へということのご提案でございますが、このご提案も含めまして、将来を見据えた住民サービス、市役所の機能、効率性などについて多角的に検討してまいりたいと考えております。

4つ目に、限られた条件の中で当局案と私どもの本庁機能に対する認識にずれがあるということについてのお尋ねがございました。現在の限られた財源下では、本庁勤務の全職員が収容可能な大規模型本庁舎の建設は極めて困難であります。また、本庁舎につきましては、地域局に比べ市民の皆様が訪れる機会も少ないことから、横手地域の横手庁舎、南北庁舎等の既存建物をできるだけ活用することとし、足りない場合は補完的なものも必要であると考えておるところであります。

5つ目に、財政が許すならば3億円のプレハブにこだわらないでというようなお尋ねがございました。このことにつきましても、将来の職員数や財政面などを多角的に検討し、7月中に議会の皆様、議員の皆様と改めて意見交換する機会をいただきたいと思っております。

6つ目に、社協が現在の場所から出た場合の移転先、あるいはプレハブは解体、移築できるものかというお尋ねがございました。社会福祉協議会につきましては、直接住民サービスの担う部門については現在地で実施することが希望ございまして、それらを勘案して移転先について検討してまいりたいと思います。なお、プレハブ庁舎の解体、移築は可能であり、その経費はおおよそ建築費の半分が見込まれるところであります。

7番目に、湯沢、雄勝との消防広域化にかかわるご質問がございました。消防の広域化につきましては、5月24日に開催した関係4市町村長会議において、それぞれの消防本部の成り立ちや組織運営が大幅に異なることから、今後も県内外の状況を見きわめながら慎重に検討していくことといたしております。ただ、現状では、北庁舎の一般行政職の執務室につきましては、消防の広域化により使用される可能性は低いと考えております。

大きな2つ目の県との共同の行政運営についてのお尋ねでございます。3点お尋ねがございました。

まず、県と市の機能連携や共同化の進捗状況、その期待される効果、市の今後の対応についてというご質問がございました。県との機能合体を研究・推進いたします秋田県平鹿地域振興局と横手市における機能合体等に関する研究会を2月10日に設置いたしまして、第2回研究会を4月22日開催いたしたところであります。その後、観光物産、農林、商工労働、健康福祉環境、建設の5分野のワーキンググループに分かれ、それぞれ協議・検討を行っております。当市は、平鹿地域振興局と行政区画が一致することから、市民が県と市それぞれに行かなくても1カ所で処理できる窓口サービスや、重複している業務の一本化などにより、効率的で質の高い行政サービスの提供を行うことができ、その効果は少なからずあると思っております。今後も研究会と5分野のワーキンググループによる検討・協議により、市としてできるものを取捨選択して県と調整を行い、住民サービスを第一に、実施できるものから順次実行していきたいと存じます。

2つ目に、権限移譲による懸念等々についてのお尋ねがございました。県との機能合体とあわせ、地域主権推進一括法などにより、県からの権限移譲がますます増えることが想定されます。今後、職員の定員適正化計画により、職員数が減少していく中、権限移譲に伴い、より専門的な知識を必要とする部門が出てくると思います。専門分野については、県からの人的サポートと住民サービス及び業務の効率化を考慮して、市として受け入れることができるものとできないものとの仕分けを慎重に行ってまいりたいと思っております。また、これまでの権限移譲につきましては、事務項目ごとに権限移譲推進交付金としてその事務の処理に伴う事務経費の交付を受けておるところであります。

3番目に、機能合体はすべての市へ移管とする流れではなく、県で対応すべきものもあるというような質問がございました。県と市が実施している業務のうち、例えば、農業、観光などはエリアが同じで、業務内容も同じことから、先行して機能合体することを考えております。県と市双方の関係組織がワンフロアで業務を行うといったところから、県から市への権限移譲、逆に市から県への業務移管、また組織統合といったところまで幅広く検討していきたいと思っております。受け皿づくりについては、既設の研究会とワーキンググループにより、今後考えてまいりたいと思っております。機能合体のスケジュールとしては、今年9月をめどに、研究成果となる報告書を取りまとめる予定でありますので、議員の皆様にはまとも次第お知らせをいたしたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上であります。

○石山米男 議長 11番土田祐輝議員。

○11番（土田祐輝議員） 1つ目のほうから再質問をさせていただきたいと思っております。

本庁機能についてでありますけれども、私は、基本的に総論賛成、各論反対とまではいかないんですが、各論疑問のスタンスであります。市長はいみじくも、これまで今定例会の中で話しておられましたけれども、やはり一番ネックになったのが議会への説明不足、協議不足、これが大きかったな、そういう自省の意味も込めましてお話されておりました。私はやっぱりこの1点に尽きると思うんです。あえて申し上げますけれども、前回3月の修正案、さらにはまた新年度予算案、これも提案されるたびにたびたび修正がかかっておる、そういう状況なんです。それを非常に重くとらえていただきまして、今後の市政、停滞させないためにも、ぜひ議会へのもう少しきめ細かな説明、これは私、必ず必要だろうと思っておりますので、ぜひこの点にはご留意いただきたいなと思っております。

それで、具体的な内容に入りますけれども、いずれ私は横手地域局よりは、先ほどだめな理由が市長からのお話されましたが、やはり今ある南庁舎、北庁舎周辺が理想かな、そういう思いであります。ただ、昨日来、議員のほうから提案もというお話がありましたので、あえて申し上げますけれども、南庁舎のあの狭い敷地、駐車場にプレハブ建てるよりは、消防庁舎の近くに広大な雪捨て場があるわけがあります。いずれ舗装すればプレハブを建築し、さらに一回りも二回りも大きなプレハブを建てることによって、建物とそしてまた駐車場の確保は私は容易であろうと思えますし、加えまして、当初の予定では建設部がこの横手庁舎に入る計画になっておりますが、そういう市長部局を全部その本庁エリア

に集めたほうが、もっともっと、当局にとっても市民にとっても我々にとっても、非常に効率のいい配置ではないのかなと思っております。なかなか市長はガードが固いようで、7月にはなかなかその具体的な話に及んでこないのでありますけれども、ぜひ話せる範囲で結構ですので、私の提案についてのご意見、あるいは今後の展望についてお知らせをいただきたいと思っております。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 極めて不人気でございました南庁舎前駐車場立地でございますが、これは、外観もよろしくないし、今のロケーションはとてもいいなと自分で思っておるところでございますが、あそこにこだわった理由は、何よりも傘を差さずに移動できる本庁の連結ということでございました。それ以外ございません。したがって、提案あったこともよく吟味しながら考えてまいりたいと思っております。

○石山米男 議長 11番土田祐輝議員。

○11番（土田祐輝議員） この庁舎の集約については、今定例会、私で4人目であります。今まで前段申し上げたことを含めまして、やっぱり行政の情報というのは、私は出し惜しみするべきものじゃないと思うんです。やはり旬のうちに出してもらって、我々の信頼関係を再構築する意味でも、情報があったら、あるいはこの後の方向性が決まったらすぐ議会にも報告する、そういうスタンスでなければ、なかなか我々も旬の過ぎた情報なんて欲しくもありませんので、ぜひそのあたりのご留意をいただきたい、そういう意味で、いずれ7月に我々にその概要の説明があるようでありましてけれども、まずさわりだけでも、方向だけでも、市長の思いだけでもぜひお知らせいただきたいと思っております。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 まことに申しわけございません。今定例会では一貫して皆様のお話を伺いたいということ終始しておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○石山米男 議長 11番土田祐輝議員。

○11番（土田祐輝議員） それ以上は話すこともないのでありますけれども、3月議会に当局の提案に対しまして、我が会派新政会のほうから提案がされましたし、討論もなされたわけであります。その責任もありまして、私も非常に頭を悩ませておりましたし、我が会派の中でもさまざまな候補地となる場所を視察、検討したのであります。ようやく、何と申しますか、3カ月来かけて、ああなるほどなど、ほぼ結論、私個人ですけれども、おぼろげながら結論らしきものが見えてきました。あえて申し上げますが、本庁機能の理想形と言えるのは、集約する場所、当局が働きやすい場所、集約する建物、当局が使いやすい箱物、集約に伴う組織再編、当局が動きやすい体系、これに尽きると思うんです。こうなれば我々議会も立場もありませんし、そこで私は最低限の必須条件を2つお願いしたいなと思っております。

まず1つは、議会を通ず努力は惜しまずに説明し、納得させるだけの意気込みを持っていただきたいということです。次に、2つ目、この本庁機能、トップがかわればまたかわる、これでは困るわけがあります。最低でも10年持ちこたえるだけの自信はあるのか、この2つの関門をクリアしていただきたい。

市長、何かありましたらぜひご答弁いただきたい。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 当局が働きやすい、使いやすい、動きやすいというご指摘については、全く同感でございまして、言っていただいてうれしいなと思った次第でございまして。それで我々も考えながら、なおかつ説明、納得させる意気込みということについてはまでは大賛成で、その努力をいたします。

2点目につきましてはよく意味がわかりませんでしたので、答弁は避けさせていただきます。

○石山米男 議長 11番土田祐輝議員。

○11番（土田祐輝議員） 意味がわからないようですので、わかりやすく説明しますけれども、プレハブでも、庁舎集約でも、市長の任期は4年でありまして、この後、多分もう1期、2期、やられるかもしれないけれども、もしトップがか変わった場合に、いやこういう使い勝手じゃちょっとだめだなということで、新たにその本庁機能の集約とか建物の建築とかするのではなくて、最低限10年ぐらいのスパンでは、あと、だれが来てももつような本庁機能にしていきたいという強い思いであります。答弁は要りません。

それから、2点目の県との機能合体でありまして、これも、今研究会なるものが発足しておるようではありますが、いずれこれ4月から県と市の共同事務、いわゆる個人住民税の賦課は市がまとめてやっているわけで、いずれその分を県に納付する、そういうスタイルだと思います。その地方税滞納整理機構なるものがいよいよスタートされたようであります。非常にお互いの利害が一致する組織でありますし、機構でありますので、多分横手市としても年間通してどれぐらいの滞納額を減らす、その大きな目標を立てて頑張っておられると思います。その状況、そして予定額等々ありましたら、ぜひお知らせをいただきたいと。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 秋田県の地方税の滞納整理機構につきましては、この4月1日から業務を開始しております。現在、体制としましては、県職員4名に、あと市からの派遣が8名でございまして、周辺では大仙市、湯沢市等も職員を派遣して業務に当たっております。これは、設立の趣旨からして、市県民税を中心に収納するというようなこととございまして、市町村の財産の調査や差し押さえ、それから公売等の滞納処分を素早く行うということを目的としております。この機構につきましては、現在、横手市では職員を派遣しておりませんので、その関係上、ある一定の件数ということで制限がございまして。現在のところ、滞納機構との提出案件につきましては、滞納額が1,200万円、5件について機構と協議を進めているというような状況でございまして。

○石山米男 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時10分といたします。

午前11時41分 休憩

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 立身 万千子 議員

○石山米男 議長 7番立身万千子議員に発言を許可いたします。

7番立身万千子議員。

【7番（立身万千子議員）登壇】

○7番（立身万千子議員） 日本共産党の立身万千子です。どうかよろしくお願い致します。

今月8日に新しい内閣が発足しました。米軍基地移転問題の破綻をきっかけにして、政治と金の問題を払拭できなかった前首相にかわって、クリーンな新しいトップになったと報道された矢先に、閣僚の事務所経費の不正使用が発覚しました。しかも、子ども手当は長妻厚生労働大臣が満額支給を断念、先送りした後期高齢者医療制度は本当に廃止されるか、定かでない。加えて、いわゆるうば捨て山への入山年齢を65歳からに早めようという動きもあります。ここは、来月に行われる参議院議員の選挙に際し、国民一人一人が真剣に見きわめていかなければなりません。まさに、自分たちの生活を守るために大きな正念場とも言えるときを迎えているように私は思います。そのような国の動きに直結する問題を取り上げて、市長のお考えをお尋ねします。

この時期最も切迫している国民健康保険税についてです。

先般策定された国民健康保険事業財政健全化計画にも上げられているとおり、国の国保制度そのものの問題に大きく制約されたもとで国保財政の健全化を進めることは、大変困難であるとだれもが認めるところと言えます。税と違って保険だから相互の助け合いが基本だという主張によって、1984年には49.6%だった市町村への国庫負担が、今や25%以下にまで削られました。さらに、先ほどから話題になっていますように、2006年からは保険財政共同安定化事業という名目で、何とか収支を間に合わせている自治体から県内の医療費超過市町村に流して平準化を図るという国の方針のもと、昨年の当市負担分は1億5,000万円にも上ります。

介護保険の仕組みも、国民相互の助け合いとし、子育ての分野にまで保険という形を導入する動きが出ています。しかし、国の財政はもともと私たち国民が拠出したお金から成り立っていることを、特に政治に携わる立場の者は忘れるべきではないと思います。その意味で、国民健康保険税はとりわけ重い税であると言わざるを得ません。

横手市の国保被保険者のうち、2人家族で最も多い世帯の平均年収は106万5,000円であり、その家庭の国保税額は年19万円です。

この負担は、中小企業の従業員が労使折半で納入する政府管掌保険、現在協会健保として都道府県ごとの組織になりましたが、これを例に比較してみると、保険料年額19万円に匹敵する従業員世帯の年収が500万円であることを見れば、いかに国保被保険者の負担感が大きいかが明らかではないでしょうか。

全国的にも所得200万円の世帯で保険料が30万円を越す例が増加し、収納率が低下したことで、国はいわゆるペナルティを緩和せざるを得なくなりました。さらに、厚生労働省は2009年10月に開かれた地方分権改革推進委員会の勧告を受け、市町村国保を広域化することによって、ペナルティの措置を都道府県に肩がわりさせようとしています。

先ほどの齋藤議員へのお答えによれば、市長が積極的に広域化を推奨しておられますが、私は大きな疑念を持つものです。これほど国の方針に制約される国保事業について、市民の負担を少しでも取り除き、市民の命と暮らし、健康が守れるような手だてをとるべきと強く考えるものですが、国保税額を抑えるために市としてできる施策は非常に限られている中で、私は主に2つのことを取り上げて質問します。

まず初めは、国民健康保険税の収納対策についてです。

1つ目に、秋田県地方税滞納整理機構について伺います。

午前の財務部長のお答えにもありましたように、今年の4月1日からこの組織が県庁内に事務所を設置し、県と県内全市町村が共同して地方税の滞納処理を行っており、横手市も連携して滞納処分を強化することを計画しています。

前述のとおり、国保税というのは、地方税の中でも大方の市民にとって大変重い税であることから、私もこれについて質問をさせていただきます。

県内8つの市から職員が派遣されている中で、横手市からの派遣はなく、市の滞納案件を引き継いで滞納処分を行うということです。この方法では、個人情報保護など懸念される点多々あり、市ではこの機構との連携に当たってどのような取り決めをされているのかお知らせください。

2つ目に、医療費の未納と厚生労働省の医療機関の未収金問題に関する検討会についてお尋ねします。

2007年から1年間、厚生労働省が関係各方面の識者や代表を集めて、巨額になっている医療機関の未収金について検討会を重ね、2008年7月に報告書をまとめていますが、それによると、未収金の4割が医療費の一部負担金であり、残りは差額ベッド代金などであって、分娩を取り扱い、ベッドの数がある、救急対応のある施設で未収金が多いという指摘がなされています。

横手市にある2つの市立病院は、この条件に当てはまることから、各病院の未収金の状況と対策について、どのような現状かを伺います。

また、この報告書は、厚生労働省の指針になるものにとらえ、今後、保険者徴収制度が適切に運営されるために実施基準の明確化、具体化を図るべきという厚生労働省の考えには、私は大変危惧を覚えますが、市長のお考えをお聞かせください。

3つ目に、不納欠損処分について質問します。

昨年度の欠損の内訳を見ると、地方税法に基づいて滞納処分の執行停止3年が経過して徴収権が消滅した人が13人、滞納処分執行停止期間中に時効により徴収権が消滅した人は43人であり、この人たちの滞納処分執行停止の事由を見ると、差し押さえをする財産がない場合は26人、生活を著しく困窮させる

おそれがある差し押さえが不可能な場合が21人、所在と財産ともに不明の人が9人ということでしたが、景気回復の見通しが難しい状況にあって、具体的には不納欠損処分をどう把握して、どのような対応をとられるのかお尋ねします。

4番目に、国民健康保険税の減額、免除について伺います。

私は、減免制度は滞納の未然防止策としての一面があると考えます。減免制度は、十分に機能すれば、納税の告知の時点で生活困窮者など、担税力のない人は救済されます。しかし、減免制度が機能しなければ滞納者となって、その徴収のために多くの事務料が必要となり、最終的には、その多くが不納欠損処分になってしまうという負のスパイラルから脱却できません。

一昨日の齊藤議員の質問に対し、保険税の申請減免は、昨年度が150件、本年度は6月9日現在で既に234件というお答えでした。

医療費の一部負担金の徴収猶予や減免という手だても施行規則が制定されていますが、現実には診察代を支払えないからという理由で医療機関の受診を我慢している市民の相談が増えています。周知が徹底されていないのではないのかと私は思いますが、市長は保険税と医療費一部負担金についての減免制度が効果的に機能しているかどうか、どうお考えになるか、ご見解をお聞かせください。

次に、国保財政健全化のもう一つの方策として、保健事業の取り組みについて、3点質問します。

前回の一般質問で、私どもの会派の鈴木議員の質問に対し、高齢者福祉事業についてのお答えでしたが、関連企業の一本化等も視野に入れ、市の社会福祉協議会との連携がより図られる体制づくりについて、協議していく機会をつくっていくとのことでした。

その後3カ月たちましたが、取り組みの経過についてお知らせください。特に、社会福祉協議会が主催するいきいきサロンとの連携やひとり暮らしの高齢者のメンタルヘルスの分野でも、社会福祉協議会と行政との事業の役割分担、重複事業の精査等が必要になっているときではないでしょうか。

市の福祉計画と社会福祉協議会の福祉行動計画とのすり合わせなど、具体的に協議を深めることが必至と思われませんが、まずは、庁内での縦割り行政を打破した横の連携体制に向けて、市はどう取り組んでいかれるのかお聞かせください。

2つ目に、健康の駅事業の今後の展開について伺います。

大規模駅と小規模駅が市民の間に定着してきたことも相まって、市内には民間の健康産業も増えてきました。来年は、駅前の公共施設に大規模駅と推進室が設置されることとなりますが、今後どう広めていかれるのかお尋ねします。

特に、新たな国保税の負担になっている特定健康診査に基づく特定保健指導に関しては、健康の駅推進室の役割が重要となってくるものと思われまして、各地域におけるつどいの広場との連携で、小さいお子さんと親御さんを対象にした取り組みやらくらく体操を通しての市民リーダーの養成など、医療費抑制の地道な事業展開を期待するものですが、今後の展望を伺います。

3つ目に、介護予防事業と包括的支援事業について、特に認知症対策における早期発見の取り組みを、

どう方向づけていくかお尋ねします。

当市の地域包括支援センターは、3つのブロックともにさまざまな相談業務に従事され、夜間の緊急措置などにも対応されておりますが、先般開催された認知症のフォーラムで、認知症になっても安心して住める町も大事だが、認知症にならないまちづくりが住民のニーズなのだ、そういう講演を拝聴しました。

早期発見で介護保険の出費を相当縮減できるというお話でした。そのためには、健診を普及することが重要だと提案されたのですが、包括支援センター、保健衛生課、高齢ふれあい課といった庁内での検討が必要と思います。ぜひ、当市においても健診の実現を望みたく、市長のご見解をお聞かせください。

次に、質問事項の大きな項目2番目の、横手市の将来を見据えた少子化対策と子育て支援策について伺います。

国の法制化に基づいて、職員の育児休暇の拡充について、今議会に条例案が出されました。これまでも、男性職員の育児休暇取得は条例で保障されていながら実現が難しく、厚生労働省の調査でも子育て中の男性の3割が育児休暇を希望しているにもかかわらず、実施率は2008年で1.23%というギャップがその困難を物語っています。けれども、休暇取得者の経験談は、これからの子育て支援や少子化対策に新たな角度を示唆するものが多く、特に横手市の大きな課題である、これからの少子化対策の施策を担うプレーンとなる男性職員には、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと願うものです。

また、今回の法律と条例の改正によって、配偶者が専業主婦であっても、この育児休暇が適用されることに抵抗を感じる向きもあるようですが、今深刻な社会問題となっている児童虐待の背景に、孤独な子育てからくる母親の不安が挙げられていることをかんがみれば、大きな意義があります。

実際に取得できる環境づくりに向けてのお考えをお尋ねします。

さらに、この子育て支援策について、公共から民間企業へどう働きかけを強め普及させていくかという課題についてです。

私は、一昨年、昨年と男女いきいき職場宣言をされた事業所にワーク・ライフ・バランスの実践として、男性の育児休暇取得の普及を提案されるよう要望し、質問をしてきました。

この不況下だからこそ、仕事と家庭の調和を目指す事業所が企業実績も向上している例を紹介するなどして、具体的に進めていただきたいと引き続き要望するものですが、いかがでしょうか。

2番目に、福祉医療の拡充をどう進めるかをお尋ねします。

当市では、合併協議会の検討を経て、小学校入学前の子どもの医療費を所得制限なしで無料とする施策を始めました。子育て世帯が要望する施策の一、二を争う項目が、この乳幼児医療費の無料化です。

全国ほとんどの自治体で独自の福祉医療策を講じていますが、この20年来、国に法制化を求めて住民も行政も運動してきたにもかかわらず、実現しないどころか、国は独自施策を実施する自治体に制裁措置を講じるという実態です。

国民に直接接する自治体として、引き続きひるまず国に働きかけるとともに、近隣自治体の情報も取

集し、ぜひ拡充を望むものですが、市長のお考えはいかがでしょうか。

3つ目に、就学援助について、周知をどう徹底するか質問します。

昨年の6月議会でも私は就学援助について質問をさせていただきました。このたび文部科学省も子どもの貧困という実態を重く見て、この4月から、生徒会費、PTA会費、部活動費の3項目を就学援助費に新設しました。一方、厚生労働省では、昨年の9月から位置づけたとのことで、要保護の児童・生徒には学習支援費という項目で増額していると伺いました。

当市では、市内の子ども全員に就学援助についての知らせを渡してくれており、随時申請を受け付けていますが、子どものいる全家庭に配布する子育てガイドブックのみならず、通年で市報に掲載するなど、工夫をしていただきたいことと、近隣自治体の情報を調査され、基準を生活保護世帯の収入に比べ、現在の1.2倍から引き上げることを要望します。市長のお考えをお聞かせください。

4番目に、実効あるネットワークをどう確立するかについて質問します。

市内で自主的に活動している子育て支援団体が情報の共有を図るため、横手すくすく子育てネットを立ち上げてから4年目を迎えました。核家族であっても、大家族の中にも、孤独な子育てに不安感をぬぐえない状態を解決していく環境づくりの網の目の一つとして、子育て世代が主体的に活動を進めています。ネットワークというものは一朝一夕に確立するものではないと承知しつつも、各地域の子育て支援センターを中心にして、このすくすくネットなど日常の連絡網が機能している地域をつくっていくことも1つの取り組みではないかと、私は継続して質問し、問題を提起してまいりましたが、市長はいかがお考えでしょうか。

また、今話題になり、問題視もされている子ども手当について、全国では独自のさまざまな取り組みがなされていますが、市長のお考えをぜひお聞かせください。

私は、5月の臨時市議会でも申し上げたように、幾ら子どもは社会の宝で、社会全体で育てるものとはいえ、社会保障の行き届いている先進諸国とは異なって、税の控除で国民の生活が成り立っている状況の日本では、貧富の格差が拡大している中で所得制限もつけず、消費税を上げることと引き替えにしてまで子ども手当を支給する方策でいいのか、大変疑問です。

今、日本の子どもたちに必要なのは、医療費の無料化を初め、保育所や学童保育の充実、少人数学級、必要な予防接種の公費助成といった包括的な施策ではないのかと、私は強く思うものです。

以上で私の質問を終わりますが、毎回の質問ごとに、中央政府と地方自治体との立ち位置を感じさせられます。今回は、本当に国の制度が私たち地方自治体に住む国民にとって、大きな壁になっていることを思い知った次第です。

新しい内閣に望む街角の声を聞くと、景気回復、年金額の保障、仕事がほしい、介護保険を使いやすくななどなど、どれも生活を守るための切実な願いばかりです。社会保障費を毎年2,200億円も削ることをやめない内閣のもとでは、もう暮らしていけないというところに来ているのではないのでしょうか。その意味でも、今議会は、地方自治体でできることをしっかりと追求し、制度の壁に押し付けられる課題

はきっぱりと国に意見をしていくことが、特に重要ではないかと思えます。

市長には、10万市民の暮らしと健康、営業、営農を守るため、職員、議会、そして市民と力を合わせて、よりよい横手市をつくっていく先頭に立っていただくことを願って、質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○石山米男 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、国民健康保険事業についてのお尋ねからお答えをしまいたいというふう
に思います。

1点目に、収納対策についてでございましたけれども、その中の県の滞納整理機構についてのお尋ね
がございました。

午前中の質問にもございましたので、詳しいことは省かせていただきますけれども、この機構に対し
まして、今年度職員の派遣は行っておられないわけですが、この滞納整理機構、専門的な徴収機関
として滞納者の財産調査を実施したり、その結果に基づき、差し押さえや公売など、滞納処分を素早く
行うことを目的としておりますので、今後は職員を派遣することによって、滞納整理の実践力の向上を
考えてまいりたい、このように思う次第であります。

なお、市から滞納整理機構への再提出事案については、担税力がありながら多額の市税を滞納してい
るものをリストアップし、現在滞納整理機構と協議をしているところでございます。

市といたしましては、きちんと納税している大多数の市民の目線に立って、税の公平性を確保するた
め滞納整理機構の取り組みを参考にしながら、市税の滞納整理に積極的に取り組んでまいりたいと考
えております。

この項の2つ目、医療費未納と厚労省の医療機関の未収金問題検討会についてのお尋ねがございま
した。

これにつきましては、患者負担の引き上げや生活困窮などの理由によりまして、一部負担金を支払
えない被保険者が増加していると指摘を受けているところでございます。

国民健康保険法によりますと、医療機関が未収金の回収努力をしたにもかかわらず被保険者が支
払いに応じない場合は、保険者が徴収して医療機関に交付することを規定しておりまして、ご質問の医療
機関の未収金問題検討委員会では、その運用基準について取りまとめを行っているものです。

市では、医療機関での自助努力により、これまで徴収の請求を受けた実績はございませんが、今後
徴収の請求を受けた場合は、医療機関と協議しながら対応することといたしております。

この項の3つ目に、不納欠損の理由について、その分析についてのお尋ねがございました。

この税の不納欠損を大きく分けまして、3つございますけれども、1つ目が滞納処分の執行停止後3
年経過によるもの、2つ目が滞納処分の執行停止時に徴収できないことが明らかなもの、3つ目に消滅
事項の成立によるものでございます。これらに該当する理由として、滞納処分できる財産がないときや

滞納処分することで生活が著しく困難になるとき、また、滞納者の所在と滞納処分可能な財産がともに不明であるとき、そして相続人が根絶したときなどがありますが、現状では、多くが消滅事項の成立によるものとなっております。

なお、一時的に納税が困難となっている方につきましては、今後とも納税相談後に誓約していただくことで、分割納付の回数を増やすといった対応を図りますが、いわゆる悪質滞納者については、滞納処分を積極的に行いたいと考えております。

また、欠損処分の前提となっております執行停止につきましては、さまざまな調査を実施し、生活困窮者などにつきましては、滞納処分の執行停止などを行っていきたいと考えております。

この項の4つ目ですが、保険料減免は滞納の未然防止策でもあると、これについての考えをということでございました。

過去3年間の国保税減免の状況を見ますと、近年の経済不況を反映し、平成19年度の減免承認が38世帯、減免額約350万円に対し、平成20年度では、承認が59世帯、減免金額が約460万円、平成21年度に至っては、承認が108件、減免額が約1,150万円になり、大幅に増加しております。これらの減免事例については、もし、減免を行わなかった場合には、滞納に至る可能性の高い事例であると推察いたしております。

このため、国保税の減免措置は、滞納の未然防止に一定の機能を果たしているものと考えております。

しかし、一方では、減免に関しては、国保税財源の確保や税の公平性等の観点から、適正な取り扱いが求められることも事実であります。

平成22年度につきましては、国保税の減免に関して、さきの臨時議会で国保税条例の改正により、非自発的失業者の方々に対する課税の特例制度を設けており、既存の減免制度とあわせて、納税に関しお困りの場合には、まずは納税課や地域税務担当にご相談をいただくようさらに周知し、厳しい経済状況にある方々の負担の軽減に努めてまいります。

2) 保健事業の取り組みについて、お尋ねが3点ございました。

まず、1点目でございます。

社会福祉協議会との連携、役割分担等々についてでございます。

健康増進のための各種保健事業を充実させることは、国保財政の負担を軽減する上でも、そして何よりも市民の皆様が明るく元気で暮らしていただくために非常に重要であります。このため健康増進を目的として、市や社会福祉協議会では多様な事業を展開しておりますが、その効果をさらに発揮させる観点から、社会福祉協議会とは連絡を密にしながら、これらの事業相互の連携をとっておるところであります。例えば、自立者支援通所事業には、現行の駅横手らくらく体操を取り入れ、社会福祉協議会の自主事業でありますいきいきサロンには、市の保健師や健康の駅推進室、地域包括支援センターの職員が積極的に向かい、参加者の健康増進や介護予防に向けたサポートを行っております。今後も事業効果を高め、多くの方々を利用しやすい事業となるよう引き続き社会福祉協議会との連携を図り、より効率

的、効果的な仕組みづくりについて十分な協議を重ねてまいります。関連事業の整理などにつきましては、その中で検討してまいりたいと考えております。

この項の2つ目の健康の駅事業の今後についてでございます。

この事業につきましては、生活習慣病の予防、中高年層の多くが抱えるひざ痛、腰痛などの緩和対策を重点目標に掲げて、市民の健康づくり支援を進めてまいりました。

大規模健康の駅では、来年度、すこやか横手内にある健康の駅横手東部トレーニングセンターを、横手駅前に建設中の公共公益棟に移転し、運動機器の充実も図ります。この機能を最大限に活用し、専門の運動指導員による個々の身体特性に応じた運動メニューの提供や指導にさらに力を入れてまいります。特に、特定保健指導対象者、いわゆるメタボ該当者を積極的に受け入れ、働き盛り世代が利用しやすい環境を整えてまいります。

中規模健康の駅では、地区会議、公民館、PTAなどへの働きかけを強化し、生涯学習活動や地域活動と連携した地域ぐるみの健康づくりを支援してまいります。

小規模健康の駅では、現在、市内100カ所以上で実施されている社会福祉協議会のいきいきサロン事業とのかかわり合いを強化し、独自に開発した健康の駅らしく体操の実践指導を中心にしながら、より身近なところで健康づくりを支援する場として、さらなる拡充を図ってまいります。

この項の3つ目でございますが、介護予防事業と包括支援事業についてのお尋ねがございました。

その中で認知症でございますが、早期診断、早期治療など、1日も早く対応することで改善することや、進行をとめる、遅らせるという効果が期待できることから、議員ご指摘のとおり、早期発見できる仕組みをつくっていくことが、とても大切なこととあります。早期発見の手だてとして、介護予防事業における生活機能に関する基本チェックリストの活用から、保健師が仲介となって医療や介護へ橋渡しをするという役割を担っております。

また、包括的支援事業の中の認知症対策として、認知症サポーター養成講座の実績を3月定例会においてご報告申し上げましたが、講座を終了された方々へ、介護予防普及講座や介護予防普及フォローアップ講座の受講を進め、見守りや早期発見の地域における担い手としてのステップアップを図り、認知症に対する地域との協働体制の仕組みづくりも進めておるところとあります。

大きな項目の2番の横手市の将来を見据えた少子化対策と子育て支援策についてのお尋ねがございました。

その中の1項目でございますが、育児休暇の拡充をどう市職員に保障するかという点でございます。

市役所におきましては、職員が子育てしやすい職場環境をつくっていくために、事業主としての行動計画を策定して取り組みを進めてきているところであります。

このような中、平成21年度における育児休業の取得状況は、女性職員においては、対象職員26名中25名の96%が取得しております。このうちの1名は、同居家族が育児に対応できるため育児休業を取得しなかった例でございます。また、男性職員も1名、育児休業4カ月間を取得しており、少しずつ男性職

員の子育てに対する意識が高まってきているのではないかと考えております。

人事異動の準備作業の中でも、産休、育休予定の事前情報を把握し、人員配置で配慮いたしておるところであります。

また、職員から育児休業等の取得の申し出があった場合には、まずは、職場内で業務分担の見直しを行い、職員でなければできない仕事は職員で分担し、非常勤職員で対応できる業務について非常勤職員を雇用しながら、対象職員が制度を利用しやすいよう進めております。

昨年度末に策定した横手市特定事業主行動計画後期計画でも、職員が子育ての喜びを実感しつつ、仕事と子育ての両立を図ることができる職場環境づくりのために、人事担当者や管理職だけでなく、すべての職員が理解し、支え合って取り組んでいくこととしており、今後も職員に対し計画内容の周知を図りながら、環境整備の推進に努めてまいります。

この項の2つ目、民間企業への子育て支援策の働きかけをどう進めるかというお尋ねでございました。

市の次世代育成支援地域行動計画「夢はぐくむゆきんこプラン」では、子育てを応援する社会づくりを目標の1つとしており、子育てしやすい職場環境づくりを推進するため、事業主に対する意識啓発活動を行うこととしております。事業主に対する県や国の支援制度としては、男性従業員が育児休業を取得した場合、従業員本人と事業所に奨励金を支給する制度や、育児休業中の従業員本人と事業主分の社会保険料が免除される制度などがございます。しかしながら、育児休暇の取得率は、平成20年度に実施した就業環境状況調査結果でも低いことが判明しており、制度が十分利用されていない状況にございます。また、男女共同参画の取り組みを進め、生き生きと働くことができる職場づくりを推進するために、県が推進している男女いきいき職場宣言を行っている市内の事業所は、今年6月1日現在24事業所と、まだまだ少ない状況であります。今後も事業主の皆様には、9月に予定している財団法人21世紀職業財団主催のワーク・ライフ・バランス推進セミナーなど、さまざまな機会をとらえて助成制度の周知、啓発、情報提供を行ってまいりたいと思います。

この項の2つ目、福祉医療の拡充をどう進めるかというお尋ねがございました。

この福祉医療制度は、幼児や乳幼児やひとり親家庭、重度心身障害者の福祉増進と医療費負担の軽減を図るもので、乳幼児につきましては、県の事業では対象外となる所得基準を超えた入院、外来についても、市の単独事業で全額助成をしているところであります。小学生までの拡充につきましては、県の子育てビジョンの中で小学校3年生までの拡大が検討されていることから、対象者を小学校6年生まで拡大するよう県に要望してきたところですが、まだ実現には至っておりません。仮に、市が小学校6年生までを福祉医療制度の対象とした場合、約2億円の新たな財政負担が生じることから、今後も子ども手当などを含めた福祉政策全体を見据えながら、県に対する支援拡充の働きかけを行い、検討してまいりたいと考えております。

3) 番号については、教育委員会のほうから答弁をさせたいと思います。

最後に4番目の実効あるネットワークをどう確立するかという点でございます。

地域全体で子育てを支える環境づくりを進めていくためには、子育て支援にかかわる団体と行政が情報を共有し、連携しながらさまざまな事業に取り組んでいくことが重要であります。地域の子育て支援の拠点として、各地域子育て支援センターを設置しております。子育て支援センターでは、育児講座、育児相談、育児サークルの活動支援などを実施し、育児不安の解消や親子の交流の場を提供するなど、子育て支援に努めておるところであります。

この事業活動からできた16の育児サークルや支援する団体などが参加し、平成19年7月に横手すくすく子育てネットが組織されております。市では、このネットワークが継続して運営していくことができるように支援を行っております。地域の子育て支援者が集まり、情報の共有や事業の協力体制を図ることができるような支援をするために、地域で活動しているさまざまな団体と日ごろから情報を共有し、気軽に相談、連携できるような地域単位のきめ細かな子育て支援のネットワークづくりを目指してまいります。

以上であります。

○石山米男 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 就学援助に関して3点のご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

1つは、就学援助制度の保護者への周知の徹底ということでございました。

教育委員会では、援助の内容を記載した就学援助のお知らせによって、小学校入学予定児童の保護者には入学説明会の際、それ以外の保護者に対しましては、一応生徒を通じて、毎年2月中に通知しております。また、市報やホームページにも掲載をして周知を図っているところです。

教育委員会から保護者に配布するものは、重要でないものはないわけですが、とりわけこの件に関しては、このような重要と書いた封筒を作成いたしまして、平成22年度からはこれに入れて周知を図っているということでございます。

ただ、ご承知のように、学校という社会は紙ベースの配布物が大変多い社会でございますので、学校等々々々相談しながら配布物の少ない日に配布するなど、今も配布などの工夫はしておるわけですが、学校と相談して周知の徹底を図ってまいりたいというふうに考えます。

2つ目に、支給費目が追加された、そのことに関してということがありました。

今回、要保護世帯に対して追加された支給費目の内容につきましては、PTA会費だとか生徒会費、クラブ活動、部活動費というような費目でございました。

その交付要綱の一部改正が、教育委員会には文部科学省より5月に通知されました。この項目の準要保護世帯への支給につきましては、各校の実態というのも少し調査しなければと思っておりますし、その調査をしながら、要保護世帯への支給との整合性を図りながら検討してまいりたいというふうに考えております。

準要保護世帯の認定基準についてのご質問がございました。

当市の準要保護世帯の認定基準につきましては、今まで同居する世帯全員の給与、年金の収入額と事業所得等の合計が、要保護世帯の1.2倍以下の世帯としておりましたが、さまざまな状況にかんがみて、この基準につきましては、ただいま見直しを検討しているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

○石山米男 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） どうもありがとうございました。

時間がないので、少しだけ今のお答えに対して質問をさせていただきます。

まず、地方税滞納整理機構について、いろいろ午前中にもご説明ありましたけれども、どうしても私が理解できない点だけ教えていただきたいと思います。

これは一部事務組合でもなく任意団体ですね。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 任意に設立された団体でございます。

○石山米男 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） これは任意団体けれども、全国的には先行事例もありまして、インターネットには愛媛県や宮城県といろいろな事例がありますけれども、秋田県においてはその経緯というのを少し教えていただきたい。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 秋田県では、平成21年4月に地方税の徴収対策研究会というものをまず設立したいというようなことで、これは秋田県と全市町村に呼びかけまして、そういうものをまず第1回の研究会を6月9日に設立いたしました。その後、第2回の研究会等を経まして、他県で組織している徴収機構に移行して徴収に当たったほうがより効率的、実践的であるというようなことで、職員を派遣してやるということで、各市町村に図りまして、全市町村の賛同を得たということで設立されております。

○石山米男 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） 今のところ、県下8つの都市から派遣されているということなんですが、横手市ではこれから派遣するというお答えをいただきましたけれども、どういうお話があって今はいないのかということをお教えください。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 平成22年の人事異動につきましては、横手市の都合で、他の国・県への派遣する人選につきましては、各市町村から派遣のお願いというようなお話があった時点で、ある程度派遣する人選が進められて、新たに派遣するというようなことについてはなかなか、その後決定すると、人選するのはちょっとまず難しい部分があったというのが第1点と、あとは県から短期の派遣をお願いしております、2年間で債権の差し押さえ、それから不動産の公売等について、それから動産の差し押さえ、公売について、一通り実践を檢視してきているというようなことがありましたので、まず、平成22年中

については職員派遣を見送ったというようなことでございます。

○石山米男 議長 7番立身万千子議員。

○7番(立身万千子議員) 秋田県のところは今教えていただいてわかりました。今までの先行事例の宮城県、愛媛県、その他いろいろな県を調べてみますと、この目的というのは、市町村の税務職員の徴税技術の向上を図るということも含まれています。技術というところに私はひっかかるのと、あとは、これは任意団体であるから法的な強制力はないというふうに思います。そうすると、差し押さえ、催告というところはどこまでできるのだろうか、非常に懸念するわけなんです。市長の先ほどのお答えでは、担税力がありながら納入しない、いわゆる悪質な人に対してやっていくのだということというふうに私は受けとめました。そこはどのような基準があるのか。悪質と認めるのは各市町村だと思いますが、その辺はどのような基準があったりということなのでしょうか。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 今回滞納整理機構のほうに協議している案件につきましては、換価する資産がある、債権であるとか動産であるとか、そのようなものがあるということで、1件当たり100万円以上ある案件について、現在協議を進めております。ですから、今回職員を派遣しておらないものから、今回は大口の滞納者を対象にした滞納整理での案件の協議ということになるかと思っております。

○石山米男 議長 7番立身万千子議員。

○7番(立身万千子議員) わかりました。

例えば、能代市の例なんですけれども、悪質と認めたのだらうと思っておりますが、期限までに納税またはご連絡がない場合は、秋田県地方税滞納整理機構へ引き継ぎを行いますというふうに書いて、宮城県の場合は、先ほどの就学援助みたいな感じで、封筒に大きく催告という印刷をして郵送をするというふうな事実があります。

全国いろいろな地方自治体では、税金滞納管理システムの株式会社に委託するという方法をとっているところもあるわけで、私が非常に懸念するのは、結局個人情報もさることながら、これは結局目的というのは、まず滞納一掃もそうでしょうが、アナウンスメントの効果をねらっているのだなというふうに思います。いわゆる、言葉は悪いのですが、脅しです。ですから、悪質の人にはそれくらいしなくてはいけないだらうということは私も思いますが、その手前で何とか納税相談、分割納入をどうしてやるかという相談を、なかなか滞納している人は行けないわけですね、市役所に。だからそこら辺を市民の立場、側に立っていただいて、滞納整理機構というのは最終手段だというふうに、納税課、財目ではやっただけのようにお願いして、まずこの質問は終わります。

もう一つの質問をさせていただきたいのですが、就学援助のことで今お答えを丁寧にいただきまして、ありがとうございます。

厚生労働省では、去年のもう7月には、そういう貧困の連鎖を食い止めなくてはならないということで、3つのPTA会費、部活動、生徒会費というのをひっくるめて学習支援費にしたわけなので、そう

すると、要保護ではそうだから準要保護でもそこは適用するというふうにして文部科学省も行ったわけですね。

5月に通達が来たということで、当初予算にはなかったのだらうと思いますけれども、3つの費目を抜きにしても、当初予算で見ると、平成21年から平成22年の予算案、小学校で2万9,000円減額、中学校で5万4,000円の減額、非常に微妙な数字の減額がされているものですから、そこら辺を簡単にでいいですので、どういう理由でこうなったと、随時申請を受け付けているからという去年の6月にもそういうお答えをいただいたのですが、それも含んで、ここをどういうふうにしてこの結果になっているのか、この数字になっているのかというのを教えてください。

○石山米男 議長 教育指導部長。

○永沢弘 教育指導部長 ただいまのご質問ですが、就学援助に対する当初予算の経年比較では、今年度、昨年度よりも若干低額になっているということで、その理由はというお尋ねかと思えます。

確かに議員ご指摘のとりの金額の減額になってございますが、毎年度就学援助にかかる予算を立てる場合に、まず1つは、対象の項目となっています通学用品あるいは学用品、修学旅行費等、前年度の実績と、それから児童・生徒の推移といたしますか、そういったことを見込んで予算を立てると。ご承知のとおり少子化でございますので、毎年児童・生徒数は若干減少しております。ということは、認定の対象となる児童・生徒も大変厳しい経済状況の中ではあっても、多少は減っていくこともある。ただし、昨年、一昨年度、今年度といったときに、認定率といたしますか、それは年々0.2から6の範囲で上がっている状況でございます。そういった児童・生徒数の推移あるいは対象となる項目の前年度の実績等で予算を立てるわけなんですけれども、そういったことで、特に、ここでもう少し詳しくお話ししたいと思いますが、入学するとき一気に学用品等がかかります。つまり新一年生になる児童数、その中で対象となる児童数あるいは生徒数、それから小学校で言えば6年生、中学校で言えば特に3年生なんです。修学旅行費、これも多額の費用がかかるわけです。こういった対象となる生徒数が毎年当然のことながら違ってきます。そういったことも想定して、見込んだ上での予算の積算でありまして、その結果が、たまたま今年度は、議員ご指摘のように多少の減額になったということでございますので、そのようにご理解いただければと思います。

○石山米男 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） ありがとうございます。

最後、私、去年も申し上げましたが、準要保護の場合、国では一般財源化するということになりましたね。それで、どうしてもそれに充当しないでほかに回してしまうという自治体がある中で、横手市ではそういうことはなさないで、補正予算できちっと充当していただくのかどうか、それだけを伺って。

○石山米男 議長 教育指導部長。

○永沢弘 教育指導部長 追加されました3項目ございましたけれども、まず委員会としましては、この対象項目に関しては、どのような、どの程度かかっているのか、各校の実態、先ほど教育長も申し上げ

ましたが、その実態調査と、それから5年生の通知ですので、恐らく県内他市町村でも、これからどの程度援助の拡大をするのか、準要保護世帯に対して見直しを図っているところだろうと思います。そういった県内の他市町村の状況も踏まえながら、横手市としてどのような就学の援助の拡大ができるかということのを前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。

◇ 鈴木勝雄 議員

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員に発言を許可いたします。

8番鈴木勝雄議員。

【8番（鈴木勝雄議員）登壇】

○8番（鈴木勝雄議員） 6月議会も最後の質問者となりました。日本共産党の鈴木勝雄です。3日目の最後ということで、大分お疲れのことと思いますので、休憩しながらおつき合いのほどよろしくお願ひしたいと思います。

早速、要旨に従って質問したいと思います。

まず1点目、農業問題等について。

政権交代により、農業政策が大きく変わり、行政、農家においても不安と期待の中で米戸別所得補償モデル事業、水田利活用自給力向上事業という新たなスタートとなりました。これまでの状況などについてお尋ねします。

まず、1点目の米戸別所得補償モデル事業についてですが、今年は初年度ということであり、3月に質問のとおり、この制度では生産目標面積達成が最大の要件となっております。所信説明では、現在の農家加入数7,592と、全体農家戸数の86.6%で、今後も加入促進に努めるとのことですが、その対応、対策はどうなっておるのかお知らせください。また、横手市への主食用作付面積配分などについて、また加入申請者の面積と交付金等についてお答えください。

水田利活用自給力向上事業について、今年から交付金が大きく変わり、新規需要米ということで、米粉、飼料米に8万円、加工米2万円と、水田転作作付に交付金が大きくなっております。このことから、水田転作は契約栽培といっても畑地転作から水田転作に伸びたことと思われるので、この新規需要米と水田の面積はどのようになっているのか、ひとつお知らせください。

このことから、大豆、麦などの交付金が大幅に下がり、これまでの推進してきた市の事業でもある畑地転作が減少されると思われます。畑地と水田自給力向上事業での交付金についてお知らせください。

また、水田利活用自給力向上対策では、水田での作付補助金が出ることから、当市の自己保全、耕作不作地で、畑地化できないところの拡張のためにも、この水田利活用事業を柱に各種支援事業を総合的に活用しながら再生することが大事と思われるが、当局のご所見をひとつお聞かせください。

環境事業について。

ごみ処理統合施設整備事業ですが、このことについては、昨日の何人かの質問と重複した質問になり

ますが、私の要旨に従い質問をします。

11月議会の中で、柳田工業団地付近の住民の賛同はあるが、まだ決定はしないけれども、大丈夫だろうとの担当からの話がありました。そのことを受け、議会では12月議会で全協等を開き、特別委員会を設置したらという話になりましたが、開会と同時に、柳田工業団地付近は白紙と報告され、特別委員会の設置をすることは、今は早尚だろうというようなことになりました。どういうことで、この団地が断念し白紙になることになったのか、その経緯をひとつお知らせ願いたいと思います。

2点目は、南部環境保全センターを候補地選定するまで、経緯等についてなかなか見えてきません。これまでの3施設の中から、どうして南部の環境保全センターを選定したのか、いま一度お聞かせ願いたいと思います。

私の質問は、昨日17番菅原議員への答弁と余り変わらないと思いますが、再度のご答弁をお願いし、壇上からの1回目の質問とします。

どうもご清聴ありがとうございます。

○石山米男 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、農業問題についてのご質問でございますが、お答えをいたしたいというふうにあります。

戸別所得補償モデル事業についてのお尋ねでございましたけれども、これまでのこの事業に関する加入推進、現在までのところ約8,000戸の農家が加入申請書を提出いたしております。

事業の対象面積は、今後の現地調査によって確定することになりますが、現段階では8,400ヘクタールほどの面積になるものと思っているところであります。

このモデル事業では、主食用米の作付面積に対して、10アール当たり定額1万5,000円が交付されますので、当市への交付金総額は約12億6,000万円と試算しているところであります。

米モデル事業の加入申請期限は今月末となっておりますので、引き続き事業への加入促進に努めてまいります。

この項の2つ目でございますが、水田利活用自給力向上事業についてでございます。

転作作物への助成体系が大きく変わったことから、取り組み作物も変化いたしております。加工用米が900ヘクタールで400ヘクタールほど増加しておりますし、米粉、飼料用米についても70ヘクタールの面積増加となっております。

水田利活用自給力向上事業の対象作物は、収穫し、販売することが要件となっており、市内では、大豆、麦、野菜、飼料作物など、約3,200ヘクタールが対象になると思われ、それに伴う農家への交付金総額は約8億円と見込んでおるところであります。なお、交付単価が大幅に減額となった大豆、麦、ソバなどについては、その影響を最小限に抑えるため、国・県の激変緩和措置に合わせ、市単独の緊急支援として、団地集積出荷などに対する加算を行うこととしております。

また、作付地の改修については、国が行う耕作放棄地再生利用緊急対策事業と県が行う農地有効活用促進支援事業を活用し、転作の自己保全管理地を対象として、本年度24ヘクタールの再生産用に着手しており、今後も事業PRを行いながら、農家要望をまとめ、秋口までにさらに実施面積を拡大するように努めたいと思います。

大きな2つ目の環境事業について、ごみ処理統合施設事業についてのお尋ねでございます。

昨日の質問にも同様のものもございましたが、繰り返しになる部分もございますけれども、お答え申し上げたいというふうに思います。

柳田工業団地付近を候補地とした計画につきましては、地権者説明会、近隣町内代表者及び隣接地関係者の説明会を開催したほか、柳田工業団地事業所連絡協議会での説明、各地域協議会への報告などを行ったところであります。

この間、一部地権者さんの方からの建設反対の意思表示と柳田工業団地の事業所の皆様から、工業団地としての土地利用の継続を強く求められました。その後、ご説明と話し合いを重ね、ご理解をいただくべく努力をいたしましたが、柳田工業団地付近の候補地を建設用地とする計画に合意を得ることはできませんでした。

現在の候補地選定までの経緯については、市内全域を対象とし、市有地なども含め、なるべく条件のよい土地を検討してまいりましたが、適地となる候補地の選定には至らず、既存のごみ処理施設を拡張して立候補地にできないか、再度調査検討を進めておりました。最終的に、3施設のうち、南部環境保全センターが候補地として優位であると判断し、用地取得に向けた住民説明会を開催したところございます。

以上であります。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） どうもありがとうございます。

農業問題等についてですが、今回の米戸別所得補償モデル事業の申請等についてですが、横手市への生産調整の主食用の配分面積はどれくらいあるのか。91%になっているというところに掛けるとわかることだと思いますけれども、この主食用米が横手市に割り当てられた以上に、どの程度主食用として植えられておるのか非常に危惧されます。それは、9割の参加者ということですので、あとの1割の方は生産調整上の主食米を作付している可能性が非常に高いと思いますので、その差がまずどれくらいになっておるのか、わかる範囲内でお願いたします。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 まず、計画の非参加者でございますが、262名でございます。それ以外の方は計画書を提出されたわけでございますが、先ほど市長が申されましたように、モデル対応の加入率は91.8%、おおむね92%という状況でございます。面積の関係でございますが、作付目標が1万83ヘクタールでございますが、作付予定が1万140ヘクタールということで、現時点では57ヘクタールばかりオ

一バーしておりますが、これにつきましては、加工用米の面積確定やら、この後、転作の現地確認等によりまして面積の変動がございますので、目標は達成できるだろうというふうに見込んでおります。

以上であります。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 大体わかりますけれども、それで水田利活用との組み合わせからして、今度はこれまでと違う水田利活用自給力向上対策では水田での転作ということになりますので、いずれも米を植える新規需要米、加工米が大幅に500ヘクタール前後増えておりますけれども、それに主食用米を合わせると、米だけが大幅に転作で突出する。また、今年は大豆、麦等にも、国・県・市の緊急の助成があったので、それなりに植えてあると思いますけれども、この増えた分がほとんど畑地からの転作の水田になった部分が多いと思われるので、この辺について、これまでいろいろな形で行政でも畑地転作を推進し、畑地が固定化したにもかかわらず、この政策によって、新たな事業ということでこれまでのあれをなし崩しにしています。その辺のところ、どういう方策を持っておるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 先ほども申し上げましたが、今年から新規需要米につきましては、これも制度の中で大幅に助成額がアップされました。そういう関係からして、加工用米は、前年よりも400ヘクタール増加しました、900ヘクタール。米粉用米が前年10ヘクタールでしたが、今回は60ヘクタールということ、あと合わせまして、飼料用米も10ヘクタールから30ヘクタール、ちなみに、米関係が大幅に増えております、議員がご指摘のとおりであります。

対策でございますが、我々も今回のこの大幅な改正は初めての経験でございますし、もちろん農協さん初め、多分業者の方も初めてでございます。

結果がどうなるかということで、大変不安もございました。ただ、92%近い農家の方が協力、参加いただくということで、そこではひとまず安心しております。

今、議員ご指摘のように、従来の集団化されました麦ですとか、大豆ですとか、そういうところからの転換がやはりあったということで、これは非常に懸念材料の1つだと思っております。今、我々が部内で検討しておりますのは、いわゆる耕作放棄地が約900ヘクタール強ございます。本来でありますと、そういう水田に、いわゆる自己保全管理の水田にそういう米なりが作付されると、これはまさに産地収益力の向上につながるわけでありますので、いずれ今回の転作の現地確認の際は、耕作放棄地を重度のもの、いわゆる森林、林野化されているもの、それから中度のもの、簡易な地盤耕作改良で復元できるもの、それから草刈り等により復元できる軽度のもの、とおおむね3種類に分けて、放棄地のマップをつくっていききたい。それでマップをもって個人、あるいは営農集団、あるいは当該集落の方にご協議いただきながら、耕作放棄地の解消とあわせて収益力の向上を図っていききたいということを今は検討して、実施しようとしておりますので、よろしくご理解をお願いします。

以上です。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 今、部長の話を聞いて、非常に安心しましたけれども、私も平たん部の平場のところのこの水田転作は極力抑えて、畑地が継続して需要のある大豆、麦等を栽培してほしいし、振興作物等を植えていくと、そしてそういう作付地については、この新規の米で対応してもらいたい。今年で470ヘクタール増えておりますけれども、来年は今の状況からすると、需要のない米の作付がもっと増えるのではないかということで、非常に懸念されるところであります。現在でも、これで、まず1,000ヘクタール近いですよ。今度また新たに500ヘクタールとか伸びると、1,500ヘクタールの米が増えると。そういうことから一番懸念されるのは、やはり米価の問題です。21年産米でも、現在国では50万トンとか、そのうち東北は20万トン、秋田県は5万トンと言われております。そういうふうに言われておりますが、この過剰米が、今度この新規米によって今までと違って、米粉とか飼料米に回せというようなことができなくなるので、そういうものも合わせて、今後ますます米の在庫が増える、需要のないものをばんばん植えていくと、主食用のお米の過剰米をどうするのかという問題が大きくなってくると、米価を下げの一因につけて、なかなかモデルと言ってもモデルにならないというように懸念されますので、その辺もよく踏まえながら指導してほしいと思いますし、そして転作のいわゆる利活用の向上面積が3,200ヘクタールと予想して交付金総額8億円ということですが、この3,200ヘクタールはこの水田転作も含めて3,200ヘクタールだと、不作付水田との900と合わせても、1,000ヘクタールが飛んでいくというような計算になります。この3,200ヘクタールというのは、水田転作を含めない畑地面積の交付金を指しておるのか、米の転作も含めた8億円転作となっておるのか、その点もう一度お願いしたいと思います。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 失礼しました。ちょっとわかりにくかったと思いますので、再度数字を申し上げます。

今6月7日現在での仮集計の段階でございますが、転作の計が5,540ヘクタールでございます。これは米粉、飼料米、すべて含んでおりますが、それに対する想定される助成金額が約8億1,500万円でございます。激変緩和の国の分と、県の方と、市の方、合わせまして1億6,300万円と見込んでおります。合わせまして約9億7,800万円、これが水田利活用自給力向上事業の部分でございます。先ほど申し上げましたように、水田面積から転作面積を引きまして、主食米の作付が出て、1万140ヘクタールと作付を見込んでおまして、その91%参加でありますので、加入者面積9,200ヘクタールと見込んでおります。これに10アールの1万5,000円については控除がございますので、その控除分が約800ヘクタール、8,000戸の加入とみなして、対しまして、モデル対象の面積が8,400ヘクタールでございますので、10アール当たり1万5,000円の単価でございますので、1ヘクタールを15万円と想定しますと、先ほど申し上げましたように、米戸別所得補償モデル事業分が12億6,000万円でございます。これをすべ

て合わせますと約22億3,800万円ということで、金額的には昨年が約13億300万円でしたので、トータルでいきますと、9億3,500万円という金額が一見多いようになっております。ただ、多いようになっていますが、いずれ10アール1万5,000円の補償でありますので、1,500円から最低2,000円は必然的に下がるだろうと、あわせましていろいろな米の優遇がございますので、それが市場にだぶつく、加えて2009年産が新聞によりますと13万トン残っている、売れ残りがあるというふうなことを加えると、相当この制度は心配される部分、特に米を中心にして心配される、私はそのように思っております。ですが、今から打てる策は打ちたいと思っておりますし、また、これは私どもだけでできる問題ではございませんので、いずれJAなりとよく打ち合わせをしなければ、制度そのものが逆に日本の行政をだめにするということも危惧されますので、よく検証しながら策を打っていきたいということを考えております。

以上です。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 農業問題ですけれども、今年は900ヘクタールが作付していない面積だということですが、これを米転作によつての解消策はどれくらいできるのか、そういう指導をしていくとすれば、今年のこの水田転作の面積は楽に消化できるというように見られますけれども、やはり新規需要米については、加工用米と違って対象の割り当てもなく、そこでとれた米全部ということですので、中山間地の水田にしかならないというようなところでは、何としても植えて農家所得の均衡を図れるような施策が必要ですし、また、いわゆる耕作放棄地については、再生を今年は24ヘクタールやったと、今後も秋口を目指してやると言っておりますけれども、その耕作でも完全に改廃化しているところもあると思いますので、当市で手をかけようとしている面積はどれくらいになって、絶対手をかけることができないという面積についてひとつお知らせください。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 ありがとうございます。

まず、自分の考えなのですが、横手市は食と農からのまちづくりということで、農業を基軸としたまちづくりをしようということでございます。

加えまして私どもは、4月から産地収益力向上5%アップを目指すということで、いずれ農業ということで前に進もうとしております。ちょっと後ろを振り返りますと、900町歩以上のまさに調整水田を加えますと1,000町歩を超えるような農地が荒れているという現状がございます。ですから、非常に自己矛盾を感じる、今そういうジレンマに陥っているのも事実でございます。

先般、特に山間部の山内の黒沢地区、それから大森の八木沢地区に関係課長と一緒に行ってまいりました。やはり相当な状態でございまして、簡単に言いますと、山内地域は現実的にはそこにある水田50ヘクタールの約半分が自己保全水田、八木沢地域につきましては、ちょっと調べたんですが、転作実施面積の約7割が自己保全水田ということでございます。

いずれ横手市全体を申し上げますと、水田面積に対しまして6%が耕作放棄地と思います。転作実施面積については、19%、ならしますと、このようになっております。

当然山間地ですので、その家庭によりましていろいろな事情があつて手を加えられないというようなことは、当然現場を見ればおのずとわかります。今21年度で15.6ヘクタールを集団なり、あるいは個人の方にお願ひしまして、放棄地の解消に努めました。今年は、先ほど議員申されましたように24ヘクタールを予定しておりますし、ちょっと最大目標を50ヘクタールにしたいということを考えております。今は、緊急経済対策との絡みで、耕作放棄地に対しても相当の助成が入ります。うまくこの助成を使いながら、とにかくできるところからやっっていこうというのが事実でございます。

ただ、それをやれる集団あるいは育成農業者の掘り起こしも大事だと思つておりますので、よくそこら辺は話し合いを深めながらやっていきたいと思つています。またあわせまして、ただやるだけではなくして、その跡地に何を植えるかということで、第1は、先ほど申し上げましたようにいろいろな新規需要米がございます。それ以外に、例えばの話でございますが、これから耕作放棄地の対策協議会の中で、いろいろ検討していただきたいと思つているのですが、例えば山内地域であれば、ある程度小さい水田ながらセリなどを植えますと比較的収量も反収も上げられるのかなと思つてますし、また、今一部大雄地域でマコモダケの栽培も試験的にやっておりますので、いずれJAさんのほうとも協議しながら、耕作放棄地を解消した後にどういう作物を植えるかということも含めまして、全市を対象にした調査、マップづくりをやっしていきたいということを考えておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） どうもありがとうございます。

やはり今部長の言ったような対策をもって、横手市農業の所得向上のためにひとつ頑張つてほしいと思つています。

次に、ごみ統合施設ですけれども、先ほども申しましたが、私が議員になった11月の臨時議会では、柳田工業団地の周辺の住民は、ほぼ賛同を得たが、事業所が一部反対があるというようなことで、多分、今決定していないけれどもできるだろうという話の中で、議会で特別委員会をつくつて、ひとつやってみようかというような話も出て、全協なども開き、だが12月議会では、白紙になったというようなことで断念しましたけれども、何かすっきりしない面がたくさんあるわけです、先ほど答弁にもありましたけれども。やはりコンサルを入れて、しっかり調査をして、ここだと決めたというような経緯であれば、ここで大体賛同を得たけれども一部の反対があつたというようなことで、はい、断念、白紙にしました、次は南部環境保全センターというように簡単に切り替えができるというのは、ちょっと政策的にも行政としても変だと思つていますので、そのところもう一度詳しく教えてほしいと思つています。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 柳田工業団地付近に立地する計画は、科学的にきちんとした調査をもとにしてやっ

たところでありまして、そういう点では立地として条件は整っておったのだというふうに思います。

しかしながら、我々が立地しようとする地域にかかわる方々の意向調査をあらかじめしたわけではもちろんございませんので、我々のサイドで極めて最適地だということで申し上げてご理解をいただく努力をしたわけでありますけれども、残念ながら理解をしていただくわけにまいらなかったということでございます。途中の段階ではいろいろな話があったことは確かでございます。しかし、最終的に地権者の中からも、あるいは近隣の事業所の方々からも反対をというか、合意を取りつけることができない、それで断念したという経緯でございます。

以上であります。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） その後、ただちに3カ所ある処理場施設の中で、南部の施設を、センターを候補地にして、説明等を始めるわけですけれども、その辺のところもなかなか見えてこない。何で南部なのか、先ほども聞きましたけれども、やはりどこまでもそこを決定にしなければならないという理由、格付けがどういうことなのかということも、一番よいのは、やはり横手の旧市内のところ、あらゆるコスト面からしても、ごみも多く出るし、施設を建てて一番有利なのは、旧横手市内、いわゆる柳田工業団地、今の東部環境保全センターを含めたところが一番有利なのに、どうして南部にしたのか。その辺のところは、コストから見ると、私は旧市内が絶対コストは下がると思いますので、その辺のところをひとつお聞かせください。

○石山米男 議長 福祉環境部長。

○森屋輝夫 福祉環境部長 3センターから選んだということの経緯の関係でございますけれども、先ほど市長が答弁申し上げましたように、合理的な方法でコース選定を進めてきて、結果的にそういう形ではなかなか合意を得ることができなくて断念をした。全市内をいろいろ調査したけれどもなかなか適地を見つけることができなかったということで、いずれにしても、3保全センターにつきましては、新しい統合処理施設ができれば解体等を行うわけでございますので、そこら辺の跡地利用なども含めて、この3センターをコースを何とかすることができないかということでいろいろ調査をしました。また、同時に、他市の事例などでも、今建っている場所に建てているところが非常に多いわけでございますので、そういったことも参考にしながら何とか建設用地を3保全センターの隣接地にすることができないかということで検討を始めさせていただいたところでございます。

そういった中で、確かに議員おっしゃるように、ごみが非常に人口の関係から排出されるということで、横手地区近辺が一番ベストだということは、これにつきましても選定報告の中でそういう結果が出てございます。

東部環境保全センターということに関しましては、ご案内のように、非常に収集運搬の関係で、国道13号線を1本のみという形で、非常にそういう意味では搬入したり、出たりということが現在も非常に困難になっているというような状況がございますし、また、あそこのそばにし尿処理センターもあって、

そういう意味ではなかなか住民の方々からご理解をいただけるような施設でない施設が2つもそろっているというようなことも、1つの考え方の中にありました。

それから、もう一つは、用地選定報告の中で、かの地は活断層のちょうど上になっているというようなこともございまして、あそこの部分についてはどうしてもそういうことでは、東部環境保全センターについては工事を進めることは非常に難しいという判断をさせていただいたところでございます。

それから、西部環境保全センターにつきましては、議員おっしゃるように、収集運搬の法律等からして、西北部の一番遠いところでございますので、また非常にそういう意味では、拡張する場合にも、ほとんどが山になっているということで、非常に難しい部分があるなということになりました。

それから、南部環境保全センターにつきましては、今現在、東部地区の家庭ごみなども、21年度からすべての家庭ごみが南部環境保全センターで処理をさせていただいております。これは東部のごみ処理施設が23年ぐらいたっているということで、処理能力も落ちているというような関係で、そういう形で処理をしているという現状がございまして。

また、人口の分布地から申し上げても、横手地区が多いわけですが、その次に平鹿、十文字ということで、今は南部環境保全センターということで処理をしているというような関係もございまして、そういった形で旧横手地区の家庭ごみも収集運搬をしていると。収集運搬ルートなども13号線等々いろいろ搬入道路も一定程度ルートの確立をされているというような観点から、南部環境保全センターが3施設を比較した場合にはベストではないかということで、これにつきましては、2月29日の行政課題説明会の中でもるご説明をさせていただいたところでございまして、そういった形で南部環境保全センターの隣接地を候補地として進めるということで進めさせていただいた経緯がございまして。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 大体経緯はわかりましたけれども、この南部環境保全センターは、私たちがそういうふうなことを覚えたときには、既に反対とか怪文書等が流れておったと。そういう中での説明会では、当初は説明会でも案外反応がよく、これは行けるのではないかという感触になり、市に対する要望がほとんど出されて、反対というような項目は見えませんが、その後に至っては、反対者がだんだん多くなり、そして周辺住民からも反対の声がたくさん上がってきたと。そして、ここ以外は考えないことか、これまで反対されては引き揚げてきたのだから、今回もここでだめだと言ったら引き揚げるのだろうかというような、説明会で地域住民からの声があったというように記されておりますけれども、説明の仕方に問題があったのではないかというように危惧されるわけです。やはり2月に入って間もなくから各地域の自治会長とか、そういう部落に行ったときには反対もなくしていたのに、どうして3月に入ってからの説明会では全然だめになったのか、ただ説明だけで、施設の建設の新たな施設を建てるという説得力が足りなかったのではないかというように懸念されます。この辺のところについて、これだけ要望を出されながら反対が出るということは、本来考えられないと思いますので、その辺の感触は

どうなっておりますか。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 第1回目の説明会においては、相当いい意見交換ができたものだというように思います。地元のこれまでの受けた、例えば印象と申しますか、あるいは迷惑だとかということの説明も受けましたし、改善についての具体的な話もたくさんいただいたところでございます。そういう意味では、話し合いの1回目としては、歯車がかみ合って進むものではないかというような判断もあったところでございます。

しかしながら、2回目になりまして、我々にとっても予期せぬ話でありましたけれども、我々の話に耳をかしていただけない方がたくさんおられたというようなことで、なかなか話がかみ合わなかった。それ以後、話し合いを重ねる第3回目の説明会を開催するいとまもなく、反対の行動に出られたということでありまして、我々の説明の努力の足りなさもなしとはしないにしても、その努力をもうちょっとさせていただく機会を与えられなかったことが大変残念でございます。

以上であります。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 大体市長の所見はわかりましたけれども、そういう状態になってきたという原因はどこにあったのかというのをもう少し分析しながら対処しなければならなかったのではないかと思います。それは、いわゆるこの5月15日の新聞で、1,407人分の反対署名が横手市に手渡されたと、そして議会には陳情も出されたと、そういう中で、その後の19日の新聞では、建設予定地変えずというような見出しで、市は住民への説明継続というように書いております。まさに地域住民の声等を無視し、逆なでしたこの会議ではなかったのかというように疑念を持ちます。この会議は、市の幹部7名ということですが、小野本部長に対しては、市長からどのような命を受けて、この会議で建設予定地は変えずというようにしたのか、その経緯をいま一度お聞かせください。

○石山米男 議長 小野副市長。

○小野タヅ子 副市長 近隣の2キロメートル範囲内の皆さんから、反対の陳情を確かにいただいたわけですが、その後の本部推進会議の中には、市長それから鈴木副市長ともに出席をいただいて会議を開いております。

その中で、やはり地元の方々への2回だけしか説明する機会を与えていただけなかったということも踏まえまして、さらにやはり私どもとしてもうちょっと努力をして、そして私どもの立場で皆さんの意向をもう一度確認しなければ結論は出せないのではないかと、そういう判断のもとにそういう結果になったということでございます。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 今、本部長の話を聞きましたけれども、説明がまだ二、三回で、説明が十分でなかったと、もう一度と、やはりこういうように文書で反対署名も出て、また議会にも陳情が出て、議

会でもその陳情を採択か、不採択か、継続かというようなことになっても、住民要望に背を向けたことはできないし、まさに行政と議会は車の両輪だといいつながら、こういうことに対しての議会の説明会でも、やはり議会に対してはこういうことだというような話は一切ないし、まさに議会も住民も無視した説明不足だというそういう単純なことでこの候補地を変えないということは、まさに独断そのものだと思います。議会でも、住民要望の陳情があるのに何も手を出せない。議会に対して、何としてもこの南部の施設に建設するのだという不退転の決意でこういうようにしたのか、それとも住民が言っているとおり、ここがだめだとまた替えるというので、こういう文章が出た中でこういう決定をしたのか、その辺もう一度お聞かせください。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 議員は、私どもが開催した2回の説明会には直接お出になっていないわけで、つぶさにご覧になっていない、そして新聞記事等々、あるいはさまざま伝聞に基づいてのご判断が多分あるのかなと思います。私ども説明の立場に立って、そして私どもの職員もそばにいて受けた我々の感触は、全く我々の説明が足りない、聞いていただけていないというような判断でございまして、我々が説明していないことで判断されても、我々としてもそれは困るということで、もう一度ほかの本部会議の中で、ではもう一度説明する努力をしようということで方針変更しなかったわけでございます。これは不退転の決意とかそういうことではなくて、我々が考えていることが全然理解できていない中での判断は、我々としてもまずい、拙速であるということでございました。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） どうも市の説明が理解されておらないというような、ただそれだけの理由だとすると、やはり住民の反対の署名、議会に対する陳情というのは、すごく、それ以上の重みがあると思うのです。確実に言うと、やはり文章でそのものが出ているのですから、こちらはただ説明会ですから、説明が理解できないといつても、理解するまでもなく反対という意思表示が大きく出ておることです。これ、説明して、また替えるというのであれば、議会ではやはり陳情、採択というように、方向はすぐ決まるわけです。いつまでたつても中途半端なやりとりはだめだと思うので、不退転の決意でもない、どこまでもやらなければならないと、ただ説明に対して理解をしておらないというだけで候補地を替えないというのはちょっと変だと思うので、その辺のところ、いま一度しっかりお聞かせください。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私どもの説明を聞いていただいて、そしてやりとりをして、我々の計画が適正でないというようなことが客観的に説明されるとか、そういうことがわかれば、これは我々としても我々の説明が足りないのではなくて、我々の政策に誤りがあったということでもありますので、これはいろいろな方向転換というのはタイムリーにあり得ることだと思います。あらゆる政策がそうだと思います。しかしこのたびの場合は、残念ながら、我々の話を一たん聞いていただいて、そしてそれがどこに問題点があって、どうしたら克服できるかできないかというような、そういう意見交換、いわゆる民主的な手

続がそこに我々はなかったというふうに思っております。もっとあるべきだったと思っております。それが無いものですから、それでは我々の進めようとしていることがいいのか悪いのか、我々としては判断できないので、何とか判断するためにもうちょっと努力をさせてほしいということで、本部会議で決まった話で今日に至っていると、こういうことでございます。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） おおよそわかるような、わからないようなところですけども、やはり南部環境保全センターが適切だという判断をしておるのであれば、新たなごみの施設の建設でなく、現在の施設の改築というような方向での説明をしながら、改築の方向で南部を選定するかという方法もあると思いますけれども、そういうことは考えられないのですか。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほど私どもの福祉環境部長も申し上げられましたとおり、東部におきましては、施設の老朽化で機能が大幅に落ちておりまして、主力が今南部になっております。改築となりますと、南部の操業をとめなければいけないということになりますと、当市のごみ処理施設としての機能する部分が大幅に少なくなりますので、現実的には不可能かなと思います。

○石山米男 議長 鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） やはり大きい見地から見ると、現在3カ所ある施設を1カ所にするにしても、まず場所選定と言っても、このとおり二転三転しておる中では、ある施設の中から改築して、効率のよいところを改築するというようなことで、必ず1カ所にしなければならないというようなことでもないと思いますので、その辺の考えはあるのか、ないのか。あってもなくてもいいようなものだが。東部がそういうように老朽化しているなら東部から改築すると、南部を使って。それで、東部改築の間は南部と西部を使うとか、やはり1カ所にまとめるというところで、今の3カ所のところを全部なくするのではなく、1カ所だけを大きくして、そこだけにするというのは、やはり普天間と同じで、権限でなく、その処理施設だけが問題が大きくなると、そういうことで住民は、やはり普天間の問題も見ていると思いますので、そういうところをひとつ頭に入れながら、今後頑張ってくださいようお願いして終わります。

○石山米男 議長 これで一般質問を終了いたします。

◎報告第17号の上程、説明、質疑

○石山米男 議長 日程第2、報告第17号専決処分の報告について報告を求めます。

横手地域局長。

○石山昭一 横手地域局長 ただいま議題となりました報告第17号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は、損傷事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、地方

自治法の規定により議会に報告するものであります。

内容についてであります。追加議案の2ページをご覧ください。

事故の発生日時は、平成22年5月4日、午後7時50分ころ。発生場所は、横手市安田原町5番8号地先、市道安田横山線上であります。被害者は記載のとおりでございます。

事故の概要であります。被害者車両が市道安田横山線上を走行中、道路上のくぼみ、大きさ約縦70センチ、横50センチ、深さ7センチのくぼみに左前輪を落とし、タイヤを損傷させたものであります。

損害賠償額は7,140円であります。損傷による過失割合は、過去の事例によりまして50対50であり、全額を保険で対応するものであります。

今後は、道路上の危険箇所の早期発見に向け、パトロールの強化と情報提供を図り、維持管理に努めてまいります。

改めておわび申し上げまして、報告とさせていただきます。

どうもすみませんでした。

○石山米男 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

13番小沢議員。

○13番（小沢秀宏議員） これは市道だということで、こういうことになったと思いますけれども、私のところでも2件くらい、穴でタイヤが裂けて走られなくなったということはありましたけれども、そうすると、これは申告すればこういうふうに市で補償するということですか。

○石山米男 議長 横手地域局長。

○石山昭一 横手地域局長 それで、過去にもありましたけれども、市の場合は全国市有物件災害共済会に入っております。そのほうと連絡をとり合って、こういう場合はどうなりますかということで、その割合は市のほうと被害者のほうとでやりますけれども、その情報提供して、その情報をもらってから、またこういうふうになります。言ってもらえば、現場なり確認して、状況確認の上で、被害者のほうと話し合いはしています。

○石山米男 議長 いいですか。

では、もう一度、13番小沢議員。

○13番（小沢秀宏議員） そうすれば、今の答弁ですと、申告すれば対応するということですか。

○石山米男 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 そのような事故があった場合は、保険に基づいて補償することになります。

○石山米男 議長 13番小沢議員。

○13番（小沢秀宏議員） そうすれば、市道でそういう穴ぼこでタイヤが切れた場合に、被害者が市に対して被害届を出して申告すれば、市でこのように補償するということになりますか。

○石山米男 議長 鈴木副市長。

○鈴木信好 副市長 道路管理には賠償責任がありますが、因果関係がはっきりしたものについては賠償

責任を負うということです。ですから、因果関係がはっきりするかどうかの件がありますので、単に申告したからできるというものではありませんので、よろしくお願いします。

○石山米男 議長 13番小沢議員。

○13番（小沢秀宏議員） 因果関係と言いますが、この文書を見ますと、これ発生時、くぼみに前輪を落としてタイヤが損傷したということだと思えますけれども、そうすれば、例えば一般の人がそういう状態になった場合に、市のほうに申告して、市のほうに来てもらうまで処置できないということですか。

○石山米男 議長 鈴木副市長。

○鈴木信好 副市長 場合によってはそういうこともあると思います。例えば、マンホールが具合が悪くて、底のタンクが穴があいたとかということも前にありましたが、それはタンクに穴があいたので、そこにおいて、マンホールが乱れている状態とか、そういうもので確認できるとか、ですからやはり本当にそれかどうかという確認できない限りは、賠償責任はなかなか負えないということになると思います。

○石山米男 議長 13番小沢議員。

○13番（小沢秀宏議員） そうすれば、そういうことがあった場合に、だれが、まさか警察でないと思えますけれども、確認するのに、例えば市の職員とかが確認するのか、そのあたり何となっていますか。

○石山米男 議長 鈴木副市長。

○鈴木信好 副市長 まずは、警察への被害届を出していただくということです。

○石山米男 議長 いいですか。

○13番（小沢秀宏議員） はい。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第17号の報告を終わります。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第3、議案第102号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第102号財産の取得についてご説明申し上げます。3ページでございます。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、除雪ドーザの購入について議会の議決をお願いするものでございます。

購入しようとする財産の名称は、除雪ドーザ13トン級、2台でございます。契約方法は、指名競争入札、購入金額は2,780万4,000円、購入の相手方は横手市外目字壇森44番地2、コマツ秋田株式会社横手

支店、支店長小林富雄氏でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○石山米男 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第4、議案第103号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長。

○照井康晴 建設部長 4ページをお願いいたします。

議案第103号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、先ほどの102号と同様に、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、除雪ドーザの購入について議会の議決をお願いするものでございます。

購入しようとする財産の名称は、除雪ドーザ11トン級、2台でございます。契約方法は、指名競争入札、購入金額は2,370万9,000円、購入の相手方は横手市外目字壇森44番地2、コマツ秋田株式会社横手支店、支店長小林富雄氏でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○石山米男 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎請願、陳情委員会付託

○石山米男 議長 日程第5、請願、陳情の委員会付託であります。お手元に配付いたしております文書表の所管の委員会に付託いたします。

◎休会について

○石山米男 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、明6月17日から6月24日まで8日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明6月17日から6月24日まで8日間休会することに決定いたしました。

6月25日は、一般会計予算特別委員会終了後、本会議を開きます。

◎散会の宣告

○石山米男 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時15分 散 会